
出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	平間 春雄	君
会計管理者	村上 正広	君
総務課長	松崎 守	君
まちづくり政策課長	平間 忠一	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	武山 昭彦	君
町民環境課長	佐藤 富男	君
健康推進課長	大場 勝郎	君
福祉課長	駒板 公一	君
子ども家庭課長	永井 裕	君
農政課長 併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	大久保政一君
上下水道課長	加藤克之君
槻木事務所長	関場孝夫君
危機管理監	相原健一君
地域再生対策監	宮城利郎君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	平間広道君
市街地整備対策監	加藤秀典君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	加茂和弘君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 幹	中 村 洋 恵
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第3号)

平成24年6月13日(水曜日) 午前9時30分開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

森 淑 子
 安 部 俊 三
 佐々木 裕 子
 有 賀 光 子
 水 戸 義 裕

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において10番森淑子さん、11番大坂三男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（我妻弘国君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

10番森淑子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔10番 森 淑子君 登壇〕

○10番（森 淑子君） おはようございます。10番森淑子です。

家から一歩外に出ると、工事中の看板が目に入るといぐらい災害復旧中の道路と下水道工事にぶつかります。職員の皆さんの過重労働が目に見えているので、このような時期に道路改修について質問するのは心苦しい面もありますが、あえてお聞きしたいと思います。

生活道路の計画的な改修を。

昨年の大震災に伴う道路、下水道の復旧工事が現在、急ピッチで行われています。災害復旧工事は最優先でなされなければなりません、その陰で経年劣化した生活道路の改修が忘れられています。

生活道路は人々が日常生活の移動に利用する身近な道路であり、子供たちの通学路でもあります。生活道路の改修は財政再建のために長いこと、ほとんど手つかずの状況になっていま

す。高齢者や障がい者を初め、だれもが安心して歩くことができる生活道路の安全性、利便性の確保は喫緊の課題です。町がコンパクトシティを目指すのであれば、歩行者の安全を考慮した道路整備に力を入れるのは当然です。

「花のまち柴田」は歩きやすい町並みがあってこそ、町なかへ人を呼び込み交流人口をふやすことにつながります。町内至るところに経年劣化でひび割れた道路や崩れた側溝があります。後回しになっていた生活道路の改修を早急に進めるべきではないでしょうか。

そこで伺います。

1) サニータウン、北船岡、船岡字若葉町など早期に開発された住宅地の道路改修計画はどうなっていますか。

2) 槻木字余目、船岡西2丁目など冠水被害がある地域の対策は。

3) JR船迫踏切から白石川堤防に向かう町道で、川に沿って右にカーブするところは、経年劣化で骨材が見えているが、改修予定はないのか。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森淑子議員の生活道路の計画的な改修を、3点ございました。

1点目、サニータウン、北船岡、若葉町など早期に開発された住宅地の道路開発計画についてでございます。

柴田町の認定路線は、平成24年4月1日時点で1,244路線、総延長339.7キロメートルを管理しております。パトロール等を実施しながら維持補修に努めておりますが、全面改修までには至っていない現状でございます。相当の路線において舗装打ちかえ時期が来ていることから、歩行者や通行車両の安全確保を図るためにも計画を立てながら早急に対応してまいります。

2点目、余目、船岡西2丁目などの冠水被害のある地域の対策は、についてですが、槻木余目地区には側溝が布設されている区間と土側溝の区間があり、土側溝区間と道路沈下による横断間の排水不良が冠水を引き起こしているものでございます。現在、大震災の後の下水道災害復旧工事中であり、この工事とあわせて改修してまいります。船岡西2丁目など冠水被害地域の対応は常設の排水ポンプのほか、大雨が予想されるときは仮設ポンプを増設して対応している状況です。今年度、船岡西地区の雨水基礎調査を発注し、調査を行う予定で検討結果を踏まえまして対策を講じてまいります。

3点目、多分土手のカーブのところだと思うんですが、現在、災害復旧工事を急ピッチで実施しており業者も手が回らない状況でございます。先ほども森議員から職員を気づかっていたいただきましたけれども、職員も一生懸命やっております。ですけれども、工事が多過ぎましてちょっとおくらしている面がございます。お尋ねの場所の近くで実は船岡中央37号線なんです、七十七銀行から踏切まで、そこが災害復旧工事の予定をしておりますのでこの復旧工事とあわせて早急に補修する予定でおります。これからも安全な通行を確保するため必要箇所の確認を行い、応急措置を実施し、対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 森淑子さん、再質問ありますか。許します。

○10番（森 淑子君） ただいま1,240路線、339.7キロメートル、町管理の道路があるということでした。11日の舟山議員への答弁で221.9メートルが改修済みか、解決済みと、ちょっとよく確認できなかったのもう一度伺います。約100キロメートルぐらいの道路はどういう状態にあるんでしょうか、未舗装なんんでしょうか、それとも舗装はされているけれども劣化しているということなんんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 延長については339.7キロメートルあります。改良済みについては200何キロという答弁をお答えしました。そうですね、改良済みが220、ちょっとすみません。資料を見ますけれども。

はい、すみません。そうですね、改良済みが227キロメートルになっております。もう一つ、舗装率というのが実はあります。舗装率は80.1%ということで、改良済み、両サイド、ある程度の幅員が4メートル以上確保されている道路が改良済み、舗装についてはある程度、舗装されているということが80%ということで、延長にしますと268キロメートルほど舗装されていると。舗装については、まさしく厚算定のアスファルトのきちっとした舗装から経年劣化である程度、少しぼろぼろになっていますけれども、それも含めて80%ということでご理解いただければと、このように思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 相当程度、打ちかえ時期が来ている道路があるということですが、最初の質問の、サニータウンとか住宅地ですね、いわゆる住宅が密集している地域の部分もそこに入っているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしくちょっとサニータウン、昔で言えば館前になります。この箇所については、当然民間の開発といいますか、町が開発してある程度、業者さんにお任せしたということでありまして、実は昭和58年に完成しております。それから北船岡、前ですと二本杉と言っておりましたけれども、これが昭和40年に完成しております。若葉町、入袋地区と言っていましたかね、これについては昭和53年、ですから28年経過、46年経過、33年経過、もう20何年から46年、50年近く経過しているという内容になっていて、まさしく今回の地震も関係あるんですけれども、側溝もある程度、クラックが入り、まさしく舗装については骨材もということで、当然、経年劣化もありますし、今後、軸足を生活道路に置きながら整備を進めなきゃいけないと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問どうぞ。

○10番（森 淑子君） 生活道路整備に軸足を移すということですが、何年ごろをめどに計画されますか。いや、いっぱい工事がたまっているのはわかっていますので、今年度にとというのはまずは無理だろうなと思うんですね。ただ、計画的にやっていかないと、どんどん先送りされることはこれまでのことからわかりますので、やっぱり計画は立てて何年ごろをめどにという程度には当然いただきたいなと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 通常の道路であれば、100メートル、200メートルという箇所が実は張りつけがあるんですけれども、ここは団地造成ということで面的にすべて大体造成していますから完成したのが大体同じ時期で、ほとんどの面積が同じような状況になっております、場所的には。二本杉、それからサニータウン、北船岡、若葉町にしても、ですから、毎年毎年、実は予算計上して当たっています。今年度は8,000万円で、起債75%で12路線予定しております。来年度からは実は実施計画書の中で倍、1億5,000万円ほど計上して平成27年度で予定しておりますので、平成27年まではまさしく平成25、26、27、3カ年は1億5,000万円ほど計画書の中で、何年までというとな面的にあるもんですから、軸足をそちらに置いて今後、整備を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 道路の耐用年数というのは、車の通行量にもよるとは思いますが、大体何年ぐらいなのでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 通常は10年以上たちますと、当然、維持管理をしなきゃいけ

ないという内容でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 今回の震災復興でかなりの道路の整備というか、改修されるようですが、今のお話の中でもあったように、もう古いところはすべて改修時期に来ていると考えていいと思うんですね。北船岡でもそうですし、白幡の172号線、槻木172号線ですか、あの道路、改修になるわけですが、ちょっとわきの道を見ると、もうぼろぼろで穴だらけのところはかなりありますね。そういうのを見ると、災害復旧工事だからお金がつくというのはわかるんですけども、それほどひどくなかったところが先に直ってもっとひどかったところが後回しになるというふうに見えて、これは国から災害復旧についてはお金がおりるといことで仕方がない面もあるのかなと思います、何かやっぱり建築関係の素人としては割り切れない思いもあるんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしく地震の災害復旧は、路面にクラックが入るわけです。ある程度、縦断的にズバズバッと地震だと道路にクラックが入っているんですけども、経年劣化の場合には当然、亀甲状といいますか、カメの甲羅のように落雁を崩したような形で実は入っています。

災害の査定を受けるときには、まさしくその路線は地震で多少あったにしても、その前に維持管理をきちっとしていないということでもなかなか採択は難しいところが実はあります。そういう意味では当然、幹線も含めてとっているんですけども、そこがかなり申請を出すときにも担当課としてはすごく悩むところなんです。まさしく町民の方々にとってみれば、あそこはそんなに傷んでいないんだけどもある程度、クラックが入って、だけどこっちはもうぼろぼろになっているのに何であっちでやってこっちがと実は話とといいますか、そういう思いがあるんだろうと思います。まさしくその幹線の災害復旧ばかりでなくてその周辺も補完工事で多少手当てをする、交付金事業である程度、手当てをしているんですけども、町全体を見ますと、まだまだということになりますので、先ほど申しあげましたけれども、平成25年度からある程度の道路維持に増額をして整備をしたいということと、もう一つは、舗装だけだったらある程度、前に進めることが実はできるんです。大体平米3,000くらいあればいくんですけど、平米ですね。ですから、4メートルであれば4平米ですから1万二、三千円あれば1メートルできるんですけども、両サイドに側溝があると、これが実はメートル5万円くらいかかるんです。両サイドで2メートルですからメートルでいきますと実は

10万円かかります。ですから、その辺をやっぱり舗装だけでいい路線と、それから側溝も一体で直さなきゃいけないということになりますと、なかなか実はメートルが伸びないということもありまして、そこは新年度、平成25年度、ある程度、予算計上しますけれども、場所場所によって検討を加えながら整備を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 今、側溝の話が出ましたけれども、槻木172号線ですね。第1回定例会で災害復旧工事が入るという説明があったんですが、そのときの説明でも側溝の改修はしないという話だったと思います。あの道路は歩道が狭くて、文字どおりどぶ板の上を歩くという感じなんですね。歩くとガタガタ言うし、高齢の人は自転車で走るのはあそこはちょっと怖いと。狭過ぎるし、車道に出れば、また危ないということで自転車ではちょっとあそこは怖いんだということでしたが、あそこは側溝の整備は今回は無理だということなんですか。

土手内、私、土手内に住んでいるので土手内の状況はよくわかるんですけども、あそこはかなり早い時期に町内では下水道整備されたんですね。ところが、あのときもお金がないと、予算の関係だとは思いますが側溝はそのままだったんです。ですから、皆さん、ご存じだと思いますけれども、道路は狭いし、側溝は1本1本形状も違います。戦時中に家が建ったときのそのままの状況じゃないかなというところもかなりあるわけですね。道路が狭いのは皆さんも最初からわかっているんですけども、両側の側溝にふたがされていれば、あの下水道工事のときに一緒に改修されていれば、土手内は今、どんなに住みやすい町になっていたのかなと思います。駅も近いし、桜、一目千本桜のすぐ下で、ちょっと側溝を見るたびに、ああ、何で下水道工事のときに直せなかったのかなという思いがいまだにあるんですけども、172号線はもう舗装を直すだけで終わりということで決まりなんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 172号線、槻木の旧国道4号だと思います。これにつきましては災害復旧ということで現状の幅員、車道部分だけが実は災害復旧工事の対象になっております。歩道を広げようとする、今の縁石が場所場所によって斜めに入ったり、狭くなったりということでかなりばらつきがあるんです。ですから、今回、災害復旧として全面オーバーレイしますので、その後、要は年度を変えて、同じ年度に事業をやるというわけにいきませんので年度を変えて、まさしく歩車道境界の位置を変更する、あるいはきのうです

か、星議員さんのほうから話がありました槻木の冠水も含めてその中で整備の検討を進めていきたいと、このように思いまして、今回は災害復旧範囲の車道の幅員という形で進めさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 先ほどの住宅地の改修なんですが、やっぱりいつごろまでにという確約は難しいんでしょうか。何年以内とかというのは難しいんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 柴田町の道路、あるいは側溝をちょっと考えてみますと、まず、船岡西、冠水あるいは船岡南、冠水しています。それから船迫3丁目、4丁目、この前の台風15号でまさしく冠水してヒューム管、横断管の角度が悪いということで今回繰り越しになりますけれども、台風10号関連で今作業を進めております。それから、船岡中学校の西側、実は船岡東47、歩道整備はしていますけれども、まだ土側溝の区間も実はあります、西側ですね、中学校の。それから当然、新生、若葉町ですか、区画整理して46年たっております。それからまさしく船岡土手内地区、U字溝が本当に小さくて昔のままということもありますし、槻木地区の南浦、冠水関係、それから葛岡、別当寺付近、それから西住はありますけれども下水道の雨水事業でやっていくということで、場所場所的には実はいろんな箇所がありまして、その辺の整備、年次計画ですね、来年も当然、実施計画の中に1億5,000万円等々が入っていきますので、ある程度の区域を設定して実施計画書をまとめていきたいと、このように考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 今、西船迫4丁目の話が出たのでちょっとお伺いしますが、太陽の村入り口付近のことだと思うんですね。ため池を改修してあと太陽の村をちょっと上ったところを直すとかという話を以前に聞いたことがあるんですが、その辺は今、どうなっているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしく太陽の村から道路からある程度水が来て両サイドの側溝に落ちるんですけれども、雨水の幹線の角度が悪くてということである程度、そういうものも改修しますけれども、実はため池、その上にあります。ため池もブロック積みである程度、道路を確保するんですけれども、上にある横断管が実はヒューム管を入れようと考えて、寄附をとということを前提に進んでいます。寄附なんですけれども、用地の立ち会い、分

筆しますから用地を当然立ち会わなきゃいけません。その用地の立ち会いに実は時間が今かかっていますので、今、その作業をしているということで、今立ち会いの準備を進めているという内容になっております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○10番（森 淑子君） 最後に質問したいんですが、職員の負担を減らすため、あともう少し早く仕事を進めるために何か対策は考えているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 実はきょうも新聞に出ていました。宮城県の中で15市町村で職員が469人ですか、足りないということで、柴田町は載っていなかったんですけども、その中でやっぱりコンサルさんをきちっと利用するといいますか、協力をもらってまず作業を進めるということと、やっぱり職員の人数が土木といいますか、積算する人間が都市建設課では4名しか実はおりません。そんな中で積算システムということで機械が2台しかないということもありまして、補正で実はお願いをしております、まさしく積算する機器、パソコンですね、それをふやすということで今後の事業の進捗を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（我妻弘国君） これにて、10番森淑子さんの一般質問を終結いたします。

次に、5番安部俊三君、直ちに質問席において質問してください。

〔5番 安部俊三君 登壇〕

○5番（安部俊三君） 5番安部俊三です。大綱1問質問いたします。

総合体育館建設の促進と野外スポーツ施設の整備について。

柴田町教育振興基本計画の教育重点目標の1項目に、町民の健康保持・増進と体力の向上を図る明るく健康なまちづくりを目指し、社会体育活動の拡大と充実を図り、町民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツに励み、コミュニティづくりと健康体力づくりを推進するとあります。

そして、社会体育の振興施策の一つに、町の体育施設については、今後の生涯スポーツ施設のあり方や施設整備に向けた調査研究を実施し、基本構想を策定すると明記されております。さらにスポーツ振興室の重点事項に体育施設整備基本構想研究会を立ち上げ、体育施設整備基本計画構想を策定するとあります。体育施設整備基本計画構想の策定は、今後の体育施設整備の方向性を全体的にとらえてまとめられるものと推測され、本町の大きな懸案事項の一つとなっている総合体育館建設の促進に向けて一歩踏み出したものと認識し、大変期待

するものであります。

さて、最近、スポーツ施設関係で気にかかることがあります。スポーツ振興室の重点事項の一つに施設設備と備品等の充実を図るとともに、施設利用の促進と啓発に努めるとあります。特に既存の野外スポーツ施設で老朽化がかなり進み、必ずしも良好な状態とは言えないものが目にとまります。早急に補修、修繕など手だてを講じる必要があると考えます。

以上のことを踏まえ、次のことについて伺います。

1点目、体育施設整備基本構想研究会を立ち上げるに当たり、趣旨、構成メンバー、期間など想定される研究会の概要を伺います。

また、総合体育館建設の促進について、このことが主たる研究命題事項として提示、検討され、体育施設基本計画構想に必ず盛り込まれるものと理解してよろしいのかあわせて伺います。

2点目、柴田町総合運動場が設置されて27年が経過しますが、リニューアルの時期に来ていられると思います。計画的に進めるべきと考えますが、現時点での修繕などの予定も含め伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安部俊三議員から、総合体育館と野外スポーツ施設の整備について2点ございました。

第1点目、概要でございます。検討内容は町内の体育館、野球場、テニスコート、運動場などすべての運動施設を対象に見直しを図るものです。

経年劣化等により既存体育施設の老朽化も進んでいますことから、補修、修繕、改修の必要な箇所の総点検を行う考えであります。同時に、新規構想として総合体育館、生涯教育総合運動場、パークゴルフ場など将来のスポーツ人口や競技種目の需要にこたえられる体育施設の整備についてあわせて検討してまいります。

研究会のメンバーですが、関係課職員によるワーキングとし、必要に応じ外部から有識者の意見もいただきながら本年10月末を目標に構想を作成してまいります。特に総合体育館につきましては、バスケットボールやバレーボール、卓球などの屋内競技場の大会や練習が伸び伸びとでき、将来の屋内競技人口を支えられる規模の体育館を想定しながら、必要な面積や設備等を検討してまいります。この総合体育館の構想を策定しない限り、実は不二トッコン跡地を取得する際の土地の先行取得、これができませんので、急いで土地の取得とあわせま

してこの総合体育館の構想、10月末まで頑張って策定していきたいと思っております。

2点目、総合運動場のリニューアルですが、特に野球場のこととお伺いしておりますが、昭和61年5月に開場し、27年が経過しており、平成11年度に一度、大きな改修工事を行っております。現在、バックネットやフェンス、観客席、選手通路など方々に傷みが見られます。また、夜間照明設備は平成2年に設置されましたが、照明塔につきましては平成22年度より1基ずつ修繕を行い、今回6月議会にも1塔分、補正予算に計上しており、来年度で4塔、すべてリニューアルを終える予定でございます。先ほど基本構想策定でも申し述べましたが、球場の修繕、改修も一気にできませんので、今回の体育施設整備基本構想の中で改めて検討し、盛り込んでいく考えでございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 安部俊三君、再質問ありますか、許します。

○5番（安部俊三君） まず、1点目について質問していきたいというふうに思います。

まず、体育施設の整備基本構想研究会の事務所管はどこになるのでしょうか。スポーツ振興室であると承知してよろしいのでしょうか、確認の意味でお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。議員のお見込みのとおりでございます。体育施設整備基本構想は、今後の体育施設の整備の指針を示す基本となりますものですから、計画を立てて進めるよう指示しているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（安部俊三君） 研究会での体育施設整備基本構想の策定期限が今、町長から10月末までと回答いただきましたが、早いことにこしたことはないと考えますが、若干時間的に余裕がないようにも思われますが、大丈夫なのかどうかお伺いしておきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。期間については、私らもかなりきついとは思っておりますけれども、何とか創意工夫してみんなで考えて期間に間に合うよう努めていきたい、間に合うようにしていきたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 次に、これも答弁いただきましたけれども、研究会の構成メンバーは職員のワーキングを中心ということで伺いました。そして、必要によって関係者から意見を伺うということがありますが、そのようになるとは思いますが、どのような立場や所属団体の方々から意見や考えを聴取することを想定しているのか伺っておきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。今、議員が言われるとおり、また町長からも先ほど説明がございましたように、職員によるワーキンググループで第1段階目としては原案づくりを進めてまいりたいと考えております。メンバーとしましては、スポーツ振興室を中心に生涯学習課、生涯学習センター職員、それからまちづくり政策課、都市計画課との調整も図りながら取りまとめていく考えでございます。

第2段階では、この職員ワーキンググループのほかにスポーツ関係者である体育協会、体育指導員、それから仙台大学職員等の代表者も一緒になって相互理解を深めながら素案を策定していく考えでおります。ある程度、方向づけがまとまった段階で、特に新たな体育施設につきましては体育施設建設の専門家等から適切なアドバイスをいただきながら構想内容をまとめていきたいと現時点では考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 次に、研究会の成果、いわゆる体育施設整備基本構想をどのような形でまとめられる考えでおられるのでしょうか。例えば整備計画として施設名、整備内容、整備時期、費用の概算といったことなどを具体的に明記することとなるのかお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。構想の具体的な構成でございますが、まずはスポーツ施設に関する現況と主要課題、これを明らかにし、施設整備の視点、どういったスタンスで整備するのか、これを明らかにすると。施設整備の基本方針、特に既存施設の利活用及び廃止の方針、新たに整備が必要な施設の基本方針を明記することになると思います。構想は実施計画ではありませんので整備の期間は明記しません。単年度整備ないしは複数年による整備にするかまでは表記したいと考えております。費用の大まかな概算につきましては表記する考えでおります。施設整備を進めるに当たっては、管理運営の基本方針や財政状況の範囲、こういった項目は欠かすことのできないものと考えております。

また、スポーツニーズを反映するため、一定数の意向調査も予定しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 研究会で策定した体育施設整備基本構想は、どのような手順を踏んでといたしますか、どんな議を経て確固たるものにし、今後の施設整備に生かそうとするのか伺っておきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。体育施設整備基本構想の原案ができましたら関係課と協議の上、スポーツ振興の審議会の審議を経まして教育委員会へ提案して承認を得ることになると思います。その後、構想をもとに新たなスポーツ施設の建設場所につきましては、まちづくり政策課が中心となりスポーツゾーンの位置づけを行う流れになると思います。

既存体育施設の修繕、改修箇所や新設が必要な体育館につきましては、実施計画に反映することになると思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 次に、2点目について伺ってきたいというふうに思います。

大体町長の答弁でも承知はしましたけれども、特に照明灯、ナイター設備はかなり高額な利用料金の設定となっていることでもあり、常に良好な状態に保つべきと思いますが、来年度あたりまでに修繕をするという答えをいただいたわけですが、もう一度確認をしてお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。総合運動場の多目的グラウンドの照明灯のことと理解しておりますが、平成24年度の予算に計上しておりますので、来週中には修繕を行って、現在、照明が消えている32カ所ほどございますけれども、これを復帰させてすべての照明がつくようになると思います。また、今、6月補正、今回、球場の照明灯、レフト側なんですけれども、1基分を補正に上げさせていただきました。ご理解をいただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○5番（安部俊三君） ちょっとくどいようですけれども質問いたします。

柴田球場の内野付近の整地とかフェンス等の塗装、今現在、外トイレの一部が、男子のほうだったと思いますが、使用不可となっております。このようにわかるようにオーバーホールの時期に来ているのではないかと思います。見解を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、球場の多目的グラウンド側と駐車場側ですか、そこに野球のボールが飛んでいく場合があるんですね。確かに人や車に当たることも想定されているんですが、今までは人に当たってけがをしたとか、車

にボールが当たって車の破損事故が生じた、そういったことは表面化はしていないと聞いているんですけれども、危険防止の面からもネット枠設置は以前から考えていたようですので、安全面からも今後、対応していければなと考えております。

また、トイレのことにつきましては、つい最近、先週、外部のトイレのほうが一部中を調べたら、業者のほうに見てもらったんです、カメラを入れて。そしたらずれていると、配管ですね、そこが見られたということなんで、このままにはしておけませんので早目に対応していければなと考えております。

オーバールールの件なんですけれども、これにつきましては先ほども平成11年ごろ、整備はある程度していたんですけれども、かなり年数もたっていますので柴田球場のフェンスなんかは経年劣化でさびが出ていると。これなんか町長も球場に行くたびに気にかけておられるようですので、おっしゃるとおり、ダイヤモンドと芝との境の段差も出てきております。こういったような経年劣化による修繕、改修につきましては、他の体育施設にも見られますので、今回の体育施設整備基本構想の中で修繕や改修箇所なども明確にしながら、緊急性の高いところから整備できるようには考えていく予定でおります。以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

○5番（安部俊三君） 今回回答いただいた中に、柴田球場の1塁側と3塁側にファウルボールによる事故防止のため云々というようなことを回答いただきました。私も強く要望しておきたいと思っておりますけれども、高い防球ネットを整備していただきたい。というのは、これも今、回答がありましたけれども、硬式野球などで使用するとき、ファウルボールによる駐車場スペースが制約されることとなります。また、多目的利用者が大変危ない状況に置かれるようになります。柴田球場が安全で質の高い球場であるためには、ぜひ私は整備が必要なことと考えるので、もう一度伺っておきたい。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） 今言われたところは、私のほうでも、あとスポーツ振興室でもとらえているところなので、十分場所を確認したり精査して今後の対応を考えていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 多目的グラウンドのことについて、ちょっと細かいことと申しますが、大切なことだと思いますのであえてお伺いします。

多目的グラウンドの周辺のヒマラヤ杉の剪定の予定はないのでしょうか。大風などによる倒

木のおそれがあるからですが、過去に倒木した経緯が私も経験してあるものですから心配でお伺いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。多目的グラウンドの周りのヒマラヤヒバだと思わすけれども、現在、グラウンド西側のほうに40本、北側に23本ほど植栽されていると思わす。西側のヒバは3年前に枝を剪定したんですが、北側の23本はまた枝が伸びてきておまして電話線、これに触れているところがちょっと見られるので、枝の剪定も3年が経過していますので平成25年度等をお願いをしていきたいなというふうにお伺いしています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） 総合運動場関係からちょっと外れて大変恐縮なんですすが、並松運動場の駐車場について質問させていただきます。

私、5月6日の日曜日だったんですけれども、朝ソフトボールの試合のため行きましたが、既に駐車場は満杯の状態でありました。利用者人数が多かったということもあるのでしょうか、どうも近辺の住民の方の駐車もあるように見受けられました。確信が持てなかったものですからきのうの朝、少し早起きしまして再度、足を運んでみました。運動場の利用者はおりませんでした10台ほどの駐車がありました。利用者と込み合ってトラブルのもととなりかねない状況に置かれる場合もあると思わすので、何かよい対応策はないものか伺います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。並松球場の手前の駐車スペースだと思わすけれども、あそこにはロープとかついていないのでだれでもとめることはできると思わす。その中で今、車がとめられていると。それは利用者の車ではないよだということ、利用者が来た場合にはとめられなくなるんではないかというご心配のようなんですすが、私として今のところ、できるということであれば、看板を設置してここには関係者の方以外についてはご遠慮くださいとか、そういうような手だても一つの方法かなと今思わすので、今後、そういうことも含めて最良の方法、どういった方が一番とめられているのか、その辺はもう一回確認して対応していきたいと思わす。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○5番（安部俊三君） もう1点だけ伺っておきたいというふうにお伺いします。

保健体育施設費の当初予算で委託料運動場草刈業務委託料46万3,000円が計上されております。昨年は59万6,000円でありましたので13万3,000円の減となっております。この草刈り業務の内容を教えてくださいというふうに思います。

また、職員がみずから草刈りを行っている場合があると聞いております。年何回ぐらい行っているのでしょうか。これも自分の経験で申しわけないんですけども、経験を踏まえて申し上げますと、職員の草刈りには限界があると思います。補正もあり得るのかも含め伺っておきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。生涯学習課。

○生涯学習課長（加茂和弘君） お答えいたします。運動場の草刈業務委託料の内訳でございますけれども、並松運動場ののり面の草刈り、草集め業務が1回分、昨年は2回予算化しております。あと、阿武隈川運動場ののり面の草刈り業務ですが2回分、昨年と同回数です。それから、生涯教育総合運動場ののり面の草刈り業務は2回分、昨年度と同回数となっております。昨年と比較しますと、並松運動場ののり面の草刈り、こちらのほうが1回分少ない状況になっています。

なお、職員が直接草刈りを行っている回数でございますけれども、並松運動場は年3回から4回、それから阿武隈運動場が3回から4回、生涯教育総合運動場が3回から4回、2カ月に1回程度ですね、作業をしていることになります。グラウンドは通常の施設とは違いました大変広いので何回かに分けて作業をしていかなくちやならないという状況です。そのほかにも総合運動場は年3回から4回、館山テニスコート、3週に1回程度、葛岡山テニスコートですか、これも同じ3週に1回程度、入間田のテニスコートについては同じく3週に1回、職員が草刈り作業をしているということでございます。事務執行の時間を割いて職員数名でこれを行っているわけです。それでも草が伸びる全盛期の6月から8月になりますと、草の伸びる速さに草刈り業務が追いつかないという状況になるわけで、グラウンド利用者の皆さんからは指摘されないようにいつもきれいにしておくことはなかなか難しい状況にあります。スポーツ振興室の職員だけでは対応できない面があるものと私は思っております。本年度は草刈り時期の関係上、補正予算も間に合わないので生涯学習課全体で対応、これを年頭に考えて対応してまいりたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） これにて、5番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は10時35分です。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番佐々木裕子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔2番 佐々木裕子君 登壇〕

○2番（佐々木裕子君） 2番佐々木裕子。

桜まつりの反響及び船岡城址公園内外の整備等について。

柴田町にとって最大のイベントである「しばた桜まつり」が2年ぶりに開催されました。町は桜まつり開幕に向け、前回行ったアンケート調査や苦情及び意見、要望等の改善を図るため、おもてなしの心を持つことを基本に観光客の観点からさまざまな整備、取り組み等が行われました。

その一つに船岡城址公園内外への誘導板、案内板のリニューアルが行われ、大きくわかりやすくなった看板は観光客の目を引いたようです。また、渋滞緩和のため、誘導員として職員を配置し、帰りの路線誘導も行いました。ほかにはシャトルバスの運行や三の丸へのバリアフリー、ごみ集積所の移動など随所に工夫が見られました。散策路においては何本も整備がなされ、またあずまやはきれいな姿に生まれ変わり、平和観音像の土台腐食部分についても応急ではありますが補修が行われるなど、これまで質問いたしました整備が行われうれしく思います。

さらに、町は新たな観光スポットとして「樅の木は残った展望デッキ」や「観光物産交流館」などこれまでにない整備を行い、美しい船岡城址公園をつくり上げ臨んだ桜まつりだったのではないのでしょうか。改めて整備にかかわった皆様方に感謝を申し上げます。大変ご苦勞さまでした。

それでは伺います。

1) 大きな展望を遂げ、2年ぶりに開催された桜まつりにおいでいただいた観光客の方々や町民皆様の反響はどのようなものだったのか。

2) 苦情等の改善策は十分活用できていたのか。

3) 今回の桜まつりにおいて苦情や指摘等はなかったのか。また、町としての反省点は。

4) 今後の整備として、公園北側入り口までの歩道拡幅や平和観音像の修復等についてどの

ようにお考えか答弁願います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員の桜まつりの反響及び城址公園内外の整備について、4点ほどございました。

町民の皆さんの反響ということでございます。桜まつり期間中、関係者からの聞き取りやアンケート調査では、「桜はもちろんのこと、スイセンやムスカリなどの花もきれいで、公園の整備も行き届いていた」、「案内人が親切でスタッフの対応がよかった」、「樅の木は残った展望デッキからの眺めはすばらしかった」などの声が寄せられ、おもてなしの心が観桜客の方々に受けとめていただいたのではないかと考えております。

平成22年度と比べて開花日数が5日間少ない分、総数では2万人の減となりましたが、1日当たりの平均駐車台数は791台となり、前回と比べて55台の増、さらにJR船岡駅乗降客数は6,954人と増加したとJRから報告がございました。これも観光施設の充実によるものだと考えております。

観光施設の整備につきましては、一部の町民からということで「税金の無駄遣いだ」とか、「道路や水害対策などやるべきことがあるんじゃないか」、「景観を害する」などと言われたり、また「山に観光物産交流館をつくってもだれも野菜など買いに行かない」といった懸念の言葉も示されましたけれども、今となっては多くの町民の皆さん、観光客に喜んでいただいたというふうに思っており、本当につくってよかったというふうに思っております。

2点目、苦情等の改善策、十分に活用できているかということでございます。

2年前の桜まつりの苦情の主なものは、一つは、町内外各所に配置した誘導看板と船岡城址公園内の案内看板の不足、二つは、交通渋滞の緩和、そして大型バスの上部駐車場への乗り入れ制限等についての課題がございました。

誘導看板につきましては、国土交通省と協議を行い、国道4号バイパスから船岡大橋に向かう案内標識の中に船岡城址公園内の案内板を無料で加えていただきました。また、観光物産協会では、国道4号バイパス下り線の船迫生涯学習センター前と、上り線の福祉センター前の船岡城址公園の案内看板をリニューアルいたしました。さらに、町では船岡城址公園内にも5カ所の案内看板を設置するとともに、駅から案内板であるイーゼル看板に会場までのメートル表示を行うことで会場に訪れるお客様に安心感を得てもらいました。案内看板や案内マップに関するアンケート調査では「よい」、「普通」を合わせると88%という結果を得る

ことができました。

交通渋滞の緩和策につきましては、帰りの交通誘導を南側の道路から仙台大学方面へ誘導したり、土曜、日曜日は柴田大橋付近に連絡員を配置することにより交通渋滞の情報発信を早目に行うことで交通渋滞が緩和されたものと受けとめております。

大型バスの乗り入れ制限につきましては、今回からシャトルバスを運行したことにより足の不自由な方々からは大変喜んでいただくことができました。また、バス会社の好意でシャトルバスの台数、本来は1台での運行でしたが、2台追加していただき観光バスで来た方も送迎することができ、全く苦情はございませんでした。

3問目、今回の桜まつりでの苦情や指摘事項、町としての反省点でございます。船岡駅につきましては、桜まつり会場や白石川一目千本桜への行く道がわからないといった声が多く、船岡城址公園や白石川河川敷への案内人が必要だと。看板は一部整備しましたが、実際に案内する案内人が必要だとか、トイレが不足している等の苦情がございました。また、船岡駅からのシャトルバスを検討してほしいという意見がございました。

一方、船岡城址公園では、道案内も含めた総合案内所の設置、花のまち柴田の知名度とイメージアップを図るため、園内の木や草花の名札の掲示、桜の開花に合わせたイベントの開催、山頂への快適なトイレの設置等が挙げられました。

総括すれば、やはり町として職員全員で取り組まなければならないというふうに考えましたし、会場までの交通ルートの表示や柴田町の桜の魅力を伝え切れていないといった情報提供の問題、さらには観光施設のさらなる充実について十分検討し直し、来年の桜まつりに向け対応していきたいと考えております。

4点目、今後の整備として船岡北側入り口、よくわからないと思うんですが、表玄関ですね、昔の表参道ということになります。北側入り口までの歩道拡幅や平和観音像の修繕等についてでございますが、公園北側の入り口、これが表参道なんです、そこまでの歩道拡幅については今年度の当初予算に工事請負費を計上しておりますので、平成23年度の繰り越し事業の進捗を見きわめ、周辺の安全性に配慮しながら歩道整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平和観音像は昭和50年10月に建設されたもので町の観光のシンボルにもなっております。3月議会でもお答えしましたが、建設から36年が経過しています。土台部分の腐食については一部補修を行いましたが、全面的な改修については平成27年4月のさくら連絡橋完成と同時に披露目ができるよう年次計画の中で検討していきたいと考えております。以上で

ございます。

○議長（我妻弘国君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか、許します。

○2番（佐々木裕子君） まず、一つ目のどんな反響だったのかということについては、今、答弁いただきましたようにさまざまな点でよかったなど。私も聞いた声ですと、これまでとは全然違い本当にきれいになったということで、たくさんの方がそういうことを話されていたのを耳にしました。また、大河原の方でしたが、観音像のところ、大河原町内も見渡せるようになったことが大変うれしいと、そういう声がありました。逆にお礼を言われてしまいましたけれども、そういう声もありました。そういうことを含めると、いろいろ税金の無駄とか、そういう言葉も聞こえてはおりますけれども、やはりこの町を交流人口をふやすためにはどういうふうにしていったらいいのかということで、やっぱり宮城県が復興の一環として観光で交流人口とにぎわいということで観光に力を入れたことで、柴田町は県や国の支援のもと、城址公園をこんなにきれいにするのができたことというのは、大変うれしいことではなかったかなというふうに思っております。反響もよかったということで、本当に私も大変よかったと実感しております。

2番目の苦情等の改善等の活用についてですが、これは改善の一つに、答弁にもありましたように渋滞緩和があります。旧)横町通りというのは、毎年、渋滞となりUターンする車が数多くあります。でも、今回は満開時には渋滞はしましたが、職員等の配置誘導があったことから、前回と比べますと、ゆっくりではありますが車が流れていたためUターンする車は見かけませんでした。また、帰りの路線を確保したことも大変よかったのではないかなと思っております。

そこでお伺いたします。誘導員の配置等については、今後はどのようにお考えになっているかお伺いたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 誘導員の配置については、基本的にはふるさと文化伝承館の前の駐車場、それから城址公園の上の駐車場に配置しております。それから、車の込みようによってはふやして配置しているというふうな状況でございます。それから、土曜、日曜については、役場の職員の駐車場や白鳥神社の駐車場、それから小学校の駐車場なども休みの日には利用させていただいておりますので、そういう場所に誘導員の配置をしていきたい。その状況によってふやして配備していきたいということで行っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、職員の方も随分たくさん出ていただいたと思うんですけども、今回誘導員として出ていただきました職員の方々は何名ぐらいで、何日間、そしてどのような配置、今、配置の場所はお聞きいたしましたので、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 当初は4月の14、15日、それから4月の21、22日の土、日に配置予定でございました。それで、各課から平均2名から4名の職員を出ていただきまして各部署に配置しているというふうな状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今後も職員の方々に出ていただくお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 先ほども町長が申し上げましたとおり、職員全員で桜まつりについては対応していきたいということですので、今後も職員の配置は考えてまいります。

それから、今回の反省点として、船岡駅での案内人が必要だということですので、来年に向けて船岡駅にも職員を配置して白石川、それから城址公園の道を案内できるようにしていきたい。それから、パンフレットなども駅で配置していきたいということで考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） そうですね、イベント等はどうしても土・日となりますね。部署によっては土、日曜日は休日になるんですけども、休日出勤となることで負担を感じている職員の方はいらっしゃるのでしょうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 土・日、出ていただいた場合については、その分を振替休日ということでほかの日に休んでいただくということで対応しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 次に、シャトルバスの運行についてですけども、シャトルバスは大変好評だったようでございます。私も友達と乗せていただいたんですけども、やっぱり高齢者の方や足の不自由な方だけではなくて、時間に限られた方々がたくさんおられたと思うんですけども、そういう方にとってはとても便利に活用できたのではないかなと思っております。また、バスの中でちょっとこんな声がありましたので紹介いたします。バスの中か

ら違った目線で桜を間近に見ることができて大変すばらしいと喜んでいました。また、今回、そういういろいろなうれしい声も聞かれましたし、シャトルバスも1台から2台にふえて皆さん、たくさんの方を回送できたということは、本当にうれしいことだと思います。今後もイベントの開催時にはシャトルバスの運行は欠かせないと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 今回はシャトルバスの運行で大変助かったという方も多かったと思います。ただ、必要でないんでないかという方もおりますので、その辺については桜まつりの実行委員会の反省会でその辺を協議したいと思っております。できれば喜んでいただいておりますので、私としてはシャトルバスの運行を続けていきたいということでは考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 苦情改善策は十分活用できたかということで、いろいろこういうふうにお話を伺いますと、100%というのは無理なんでそれに近いものは改善策、活用できていたのではないかなと私は見ております。

それでは、3問目の苦情や指摘等に移らせていただきます。

答弁にもいろいろございましたが、そのほかに私がちょっと指摘されたことがございますのでご報告いたします。一つは、スロープカー乗車口の灯油缶等、乱雑になっていたようで、それが目についた。ああいうものは片づけたほうがいいんじゃないかという声がありました。

また、これは大変重要になると思いますけれども、観音像が抱いているのは何ですかと観光客の方が、今回のために雇用されたと思うんですけども、そういう方だったと思うんですけどもちょっと答えられなかった方がいらっしゃいまして、そばにいた方がハトなんですよということで教えてあげたというお話がございました。やはりそういうこともちょっとこれからは考えなきゃいけないのかなと思います。

それから、夜桜を見に来ていた方々なんですけれども、観光客の方からも言われましたし、また、町民の方からもこのように指摘されました。やはり先ほど答弁にもありましたように、公園の中が暗い、また公園に行く周辺も暗くわかりにくく怖かったという意見がございました。灯油缶等は片づけることで済みますし、ごみ箱ですね、頂上に置かれたごみ箱です。これが大変汚かったということなんで、色を塗ったほうがよかったんじゃないか、色だ

けでも。そういう声もありました。ごみ箱とか色を塗りかえるだけで済みますけれども、臨時に雇用する際は配置される付近については、やっぱり情報を覚えていただく、その辺の周辺のことを覚えていただくような、そういう教育といいますか、そういうことを行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 本当に議会できのう、佐々木守議員から聞かれたんですが、本当に柴田町、観光を一つの柱にしていって私は思っているんです。ですから、議会の合意というか、総意がきちっと方向性がもう固まったので、これからはやっぱり観光の振興の基礎は住民の意向も当然あるんです。その前に来る人、それをみんなでおもてなしする、この基本線をしつかりしないと本当の観光振興にはならないということです。やっぱり来る人にどうやって柴田町のよさを知ってもらうかと、大前提をそこをみんなでご理解しないと、住民の声、住民の声と言っているだけでは観光振興に実はなりません。その辺をはっきりをして、むしろ住民の声を聞きながらも観光客の立場に立っても配慮しなければならないというふうに思っております。

今回いろいろ指摘されましたけれども、一番は教育、人材、これにつきましては従事している人たちが観光物産、協会もアルバイトの方々、リフトカーを運転している方々も臨時の方々だったのでほとんど柴田町のよさが答えられなかったというのが実情でございました。また、基本的なことも私自身も含めまして、これは佐久間議員さんからおっしゃられたように、原田甲斐が善か悪かの話もありましたけれども、そういう自身、町長自身もすべて把握しているわけではありません。ですから、観光教育というのもベースにないと本格的な観光地になり得ないのかなというふうなの一つあります。ですから人材ですね。

それから、次にはさっき言ったお金を投資してある程度、観光客に不快な感情に与えないようにということですね。そういった意味では私もごみ箱、多分あのごみ箱、多分東京のディズニーランドに持っていったらひんしゅくを買うのも当たり前のような、ああいうのも本来は直さなければならない。ただ、そういうところにお金を使うというところに町長が提案してご理解をいただかないと、一々これはいかかなものかと言われたんではやれないということもご理解をいただきたいなというふうに思っております。観光地には最低限トイレの充実、これも必要でございます。これは先ほど安部議員からも言われた基本ですね、トイレは。こういうことは早急に直すというような体制もとらなければならないというふうに思っております。あくまでも観光振興は基本的には人なんだと、おもてなしなんだと。それには

ある程度、コストもかかるということを基本合意としてこれから観光客に喜ばれるもの、それから住民に利用されるもの、それをやっていきたいというふうに思っております。

今回は本当に柴田町に嫁に来て初めてだという方もいらっしゃいましたし、お年寄りが館山に登ったと。それに一番私が感動したのは、つえをついた方、それから車いすであるのスロープカーを上って展望デッキに行っただと。そういうのを何回も目にしました。今まで館山に一回も来たことがない町民が多く行っていたということでございます。そういった意味でシャトルバスも賛否両論でございます。本格的な桜を見るには自分の足でというのわかります。ただ、お年寄りからすると、ほとんどバスに乗って、逆にバスが乗ったがためにいろんな人と、わずか5分の間なんですけれども、ほかの町の人たちと柴田町のよさを隣に座った人としゃべることができたと。それもよかったというふうに思っております。功罪はありますけれども、やはりシャトルバスは必要かなと。観光課長も私と同じ考えなものですから、来年もシャトルバスは運行していきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） そうですね、そういうふうに運行していただくことで、また友達の輪が広がるということもございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほどの公園内や公園近辺の暗さについてでございますけれども、これまで何度か質問しておりました。質問しておりましたけれども進展のないまま、またこのようなご指摘をいただくことになりまして、今回観光物産協会が「柴田お拾い」、こういう冊子を出しております。皆様もごらんになったと思うんですけれども、ここにすばらしい夜景が出ているんですね。この夜景なんですけれども、町長も前には夜景も売りになると話しておりました。これから見ごろとなる花の季節、アジサイなりいろいろ咲いてまいりますけれども、そういう花と夜景も一緒に見れるように道しるべとなる防犯灯や街灯、そういう整備のお考えはないでしょうか、

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 夜に実際に私、歩いてみてどこの辺にそういう電球が必要なのか、その辺、必ず必要なかどうかも含めましてちょっと夜、歩いてみたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それは早々にお願ひしたいと思います。なるべく皆さんに不快な思いをさせないようにお願ひしたいと思います。

いろいろ苦情等改善策で、民間業者の中には苦情や指摘は会社の宝として改善することでお

お客様にこたえているところがあるんですけども、そういった会社はとても伸びております。そういうことで今回アンケートもなされたということですけども、アンケートは限られた方になると思いますので、船岡城址公園や太陽の村、そのほか、観光地のところに投書箱などを置くようなことは考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 今回アンケートの回収箱は観光物産交流館に置いてました。それを使えばそういう投書も入れていただくこと、できますので、その箱を使いましてやっていきたいということで思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。

○2番（佐々木裕子君） すみません。私、そのアンケートの箱、気づかなかったんですけども、中ですか、物産館の中に置いてあったわけですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（小池洋一君） 物産館入って正面にパンフレットなどと一緒にそのアンケートの投函箱も設置しておりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、わざわざ中に入っていくとできないわけですよね。結局ちょっとぶらっと来た方がちょっと気づいたとか、そういうときにはわざわざ物産館のほうに入って書かなければいけない。そうではなくて、ちょっと気づいたときに帰りにでもちょっと入れていけるような、そういう場所に設置したらいかがでしょうか、どうでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（小池洋一君） 投函箱には紙を入れるということになりますので、どうしても屋根がついていないとまずいのかなということで思います。投函箱でなくても直接役場に電話来たり、観光物産協会のほうにいろいろ苦情が入ったりということもありますので、投函箱については当面、物産館の中の見えるところに設置させていただきまして様子を見たいと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それは太陽の村にも置いていますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 太陽の村でも利用者の意見ですかね、いろいろ書いていただくということで設置しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

まず、公園北側入り口までの歩道でございますけれども、歩道延長のことについては予算もついておりましたことはわかっておりました。ただ、先日、見ていただきました部分については、観光客だけではなくて住民にとっても生活路であり、また通学路にもなっております。中高生が自転車での通学が多く、通勤時間と重なることで大変危険な場面を目にすることもあります。そういう面で安全を確保することは大変必要なことかなと思ひまして今回このようにもう一度質問させていただいたんですけれども、先ほどの答弁では、この部分も一緒に整備いただけるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 当初予算では30メートル、1.5メートルの歩道ということで、船岡用水路を渡って山のほうとといいますか、法面のほうから回るかなということで計画をしておりました。まさしく今、議員さんのほうからお話があったように、高校生の通学路にはまさしくなっています。役場の前でそこから横断すれば旧4号で行けるんですけれども、やっぱりどうしても真っすぐ行ってあそこが橋の関係とそれから用水路、それからガードパイプがついてあそこには歩道が切れています。その辺もちょっと詳細に整備の計画を詰めまして、今の予算で間に合うかどうか、その辺もあわせて検討させていただきたいと思ひます。まさしく朝、通勤、通学路になっていますので、内容的には十分わかりました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 検討いただけるということでしたので期待しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、平和観音像ですけれども、先ほど平成27年の4月、連絡橋完成に合わせて整備を行っていくということでございましたので、整備を行っていただけるものとうれしく思ひます。

ただ、土台の腐食もありますので中がどうなっているかなどという検査とか、調査などはこれまで行ったことはあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 平成22年11月に見ていただきまして見積書を出していただいております。この中では見積もり金額は1,800万円ぐらいだったんですけれども、この時点では仮設工事として足場関係が600万円、外部塗装工事ということで高压洗浄、それからクラック

とかモルタルの浮きの樹脂注入、それから下地塗装というようなことで約600万円、それから内部の塗装工事ということで内部塗装やらせん階段の塗装等なども含めまして250万円ぐらいで、諸経費が350万円ということで1,800万円ぐらいの見積もりをいただいているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 平成22年度に調べた際にどのような検査の方法をなされたんでしょうか、検査の方法。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 耐震の診断とか、そういうことはやっておりません。業者の方に見ていただいて見積もりをいただいているというような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） ただ外見から見てのあれですね。こういうふうやって金額も出ておりますけれども、それでは詳しいことはわからないんじゃないですか。もう一度、やっぱり検査すべきだと思いますよ。やっぱり建物の中というものはわかりませんので、もう一度しっかりとした検査をなさって、しっかりとした金額もそうすれば出てきますし、どのような整備が必要なのか、そういうことも明確になるとと思いますので、ぜひこれは一度行ったほうがいいと思います。

また、結果や工程を決めるまでに時間もかかりますので、建設になるわけですから、早目にやっぱりそういう検査を一度しっかり行ったほうがいいと思います。いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 平成27年の4月までには修復ができるようにしたいということで町長も答弁しておりますので、4月の桜まつりに間に合うように検査につきましてもやって検討していきたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） 今、検討という言葉いただきましたけれども、検討ですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（小池洋一君） 修復をやるということですので、それに合わせて検査もきちっとやっていきたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） それでは最後に。昭和50年に建設され、先ほども町長の答弁にござい

ました、36年間、柴田町の平和と安全を願って見守ってくれた観音像ですので、本当に完成時の美しい姿に戻し、太平洋の海原をもう一度見ることができるようになれば、展望デッキ、スロープカー、一目千本桜、そして今現在整備中でございますけれども、さくら連絡橋がこれに加わることでほかにはない、本当に風光明媚な地として柴田町の名が全国に知れ渡り、多くの観光客の方がおいでになると思います。そして、目を楽しんでいただけるものと考えております。何度も足を運んでいただくためには四季折々のイベント開催やこれからの整備が大切となりますけれども、その辺をどのようにお考えになっておりますか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課。

○商工観光課長（小池洋一君） 前の質問でもお答えしていると思うんですけども、例えば桜まつりばかりではなくて、春にはまず梅まつり、それから桜まつり、そしてツツジまつり、それから彼岸花ですか、それから光のページェントということでさまざまなイベント、それから観光物産協会のほうでもいろいろイベントを考えておりますので、あわせて1年間を通したイベントを開催してまいりたいと考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○2番（佐々木裕子君） では、整備をいただけるということなんで、今後の整備を期待しまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） これにて、2番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

次に、8番有賀光子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔8番 有賀光子君 登壇〕

○8番（有賀光子君） 8番有賀光子です。大綱2問質問いたします。

1 問目、**介護支援ボランティア制度の導入を。**

介護保険制度の開始以降、保険料と税金から支払われる介護給付費が年々伸び続けています。これに伴い個人の保険料も上昇の一途で、今年度は全国平均月額5,000円に迫っています。

我が柴田町の場合でも、第4期では3,400円であった基準保険料が、第5期では4,400円に増加しています。介護給付費を抑制するため予防重視の施策が各地で展開される中で、着実に広がっているのが介護ボランティアポイント制度です。これはボランティアをするとポイントがたまり換金もできるという制度です。当初は高齢者の介護予防とともにポイントを介護保険料の一部に充ててもらおうのがねらいでしたが、世代間の支え合いを取り入れるなどの新たな取り組みも生まれています。

この制度は2007年に介護予防のために市町村が行う地域支援事業の一環としてスタート、昨年度末では50を超える自治体が実施しています。高齢者の社会貢献活動を促し、健康寿命を延ばす取り組みへの関心は高いと考えます。全国に広がりつつある介護支援ボランティア制度を我が町でも導入すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

2、ピロリ菌検査の助成を。

日本で年間約5万人が死亡する胃がん。その原因の一つが日本人の2人に1人が胃に持っていると言われるピロリ菌です。長野県飯島町は胃がんを減らすため、ピロリ菌の検査費用を2007年度から補助しています。対象者は19歳から69歳で約6,400人のうち、1,489人がこれまでに検査を受け、そのうち491人にピロリ菌が見つかりました。この取り組みは伊南行政組合の昭和伊南総合病院消化器病センター長堀内氏が町に提案したもので、「胃がん撲滅キャンペーン」として始まりました。検査は尿素呼気試験と血液検査の2種類を実施。合計5,000円の費用のうち、町が3,500円を補助し、自己負担は1,500円です。尿素呼気試験は、検査薬を飲む前と後に吐いた息を集める簡単な検査で30分で終了となります。集団検査が年2回、同病院での検査が毎週実施されています。2009年度からは新成人を対象に成人式の会場で尿素呼気試験を実施し、新成人については町が全額補助し、無料になっています。キャンペーン開始後、3年後に町が行った調査では検査でピロリ菌がいるとわかった人の約84%が検査後に病院で受診しています。ピロリ菌が見つかった場合、除菌により発がんの確率を3分の1に低下させることができるということです。町民からは町の取り組みに対し、「補助金があり、検査を受けやすかった」、「簡単に除菌できたので受診されていない方はぜひ受けたほうがいいと感じました」などの感想が寄せられています。

ぜひ柴田町でも、胃がんを減らすため、ピロリ菌検査の助成をすべきと考えますが、町長の考えを伺います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。介護とか医療関係でございます。

第1点目、介護支援ボランティア制度についてでございます。

介護支援ボランティア制度につきましては、高齢者が介護支援ボランティア活動などを通じて地域貢献することを積極的に奨励、支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防に資することを目的とするものでございます。実は私、3期目の立候補する際

に、マニフェストの中に高齢者による介護支援ボランティア制度の導入ということを掲げておりますので、積極的に取り組ませていただきたいと思います。とっております。

高齢者の介護支援ボランティア活動実績等を評価した上でポイントを付与し、その高齢者の申し出によりそのポイントを換金した交付金を交付する制度でございます。この制度の特徴は、介護支援ボランティア活動へ参加しようとする高齢者のための施策であり、介護支援ボランティアの受け手のための施策ではないということでございます。

平成19年に東京都稲城市が全国で初めて実施し、厚生労働省において介護予防事業として制度化された事業であります。全国的にも取り組みが進んでおり、4月現在での実施団体数は全国で60団体となっております。

期待される効果としては、地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まり、社会参加活動などに参加する元気な高齢者がふえ、また、要介護高齢者などに対する介護支援ボランティア活動に関心が高まることから、結果として介護給付費等の抑制が期待できると言えます。

本町ではこれまでも介護支援ボランティア制度についての情報収集に努めておりましたし、担当職員を稲城市への先進地視察に派遣し、制度の実施状況の把握に努めてまいりました。また、第5期介護保険事業計画では改正介護保険法を受け、高齢者が住みなれた地域で尊厳に満ちたその人らしい生活を継続できるようにするため、各種サービスが連携し、高齢者の状態に応じて継続的にかつ包括的に支援を行う、地域包括ケアの推進を目指しているところでございます。そのため、地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスが実施できる介護予防日常生活支援総合事業の導入について、第5期計画期間中に検討しているところでございます。今後、高齢化が進む中で高齢者や心身に障害のある方へのボランティア活動の必要性はさらに増していくものと思います。介護予防、日常生活支援総合事業の地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスの一つとして、介護ボランティア支援制度の制度設計に向け、地域包括センターと協議しながら、また、既存のボランティア活動との整合性を図りながら、早急に制度検討会を立ち上げて準備に着手してまいります。

次に、胃がんを減らすためのピロリ菌の検査の関係でございます。

胃がんを予防するためには、食事の工夫や生活習慣の改善による1次予防とがん検診を受けることによる2次予防が重要となります。町の胃がん検診につきましては、国の指針に沿って40歳以上の対象者に年1回、胃部エックス線検査を実施しております。

議員ご提案のピロリ菌検査ですが、現在、国のがん検診に関する検討会においては、ピロリ

菌検査は胃がん死亡減少効果を判断する証拠が不十分と判定され、人間ドック型の任意検査として位置づけられております。また、国のがん検診対策推進協議会においても、がん対策推進基本計画の見直しが行われており、感染に起因するがん対策としてピロリ菌については除染の有用性について検討することとなっております。今後、国でピロリ菌検査の効果が認められ、国が助成をしていく場合に、町でも実施したいと考えています。現段階においては、胃がん検診の受診率が国の目標の50%に対して低い状況なので、受診勧奨を行うとともに、がんのリスクを下げるための生活習慣改善の啓蒙、啓発に力を入れてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 有賀光子さん、再質問ありますか、許します。

○8番（有賀光子君） 先ほど、町長のほうのお話でも包括支援センターを中心に予防給付事業に取り組んでいるということで、過去5年間、その取り組んできた介護予防事業が介護給付費の抑制にもたらした効果の検証の結果を教えてください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、介護保険については、介護予防という視点の努力が重要でございまして、町としましても地域包括支援センターを中心にその予防事業を展開してまいりました。予防の対象事業者に対して、通所の事業も今展開しております。それらがいかに介護給付費に反映しているかということについては、数値的にはちょっと把握はしていないんですが、年々、高齢者の数、また認定を受けているサービスを受けている方がふえている中で給付費は着実に伸びているのが現状でございます。その伸びが予防事業においてブレーキといいますか、抑制効果というのはあるものとは思いますが、数値的にはそこまでは把握といいますか、承知はしていないところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今後、平成24年度も5期計画以降でも給付抑制のは、また新たには計画はあるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） 第5期計画の中でもこの介護予防事業というのを記載しております。具体的な事業の展開をしているところなんです、日常生活保護事業というのもその一つの方策として要支援者、介護者じゃなくて要支援者とハイリスク第2次、その事業の対象者、柴田町で私のほうで把握しているのが約1,500名ほどいらっしゃいます。介護認定といい

ますか、要介護を受けている方が977名で、要支援の方が264名、それと2次予防対象者が約1,200名ということで、介護予防対象ということで約1,500名の方がいらっしゃるわけなんです、その方々に対していろんな教室とか、訪問、通所、またそれ以外の制度外の対策も講じながら、第5期の中でも介護予防事業を展開していくという考え方でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 先ほど町長のほうから、この介護支援ボランティア制度が2007年に東京の稲城市で初めて導入をし、高齢者に元気に活動してもらいたいということで始めた事業であります。これが私が平成22年の6月の定例会で一度、この介護支援ボランティアの質問をいたしました。そのときの回答のほうなんですけれども、介護保険班の中で職員が稲城市のほうまで行ってこのボランティア制度を研修してきたということで、それで実際には現地に行って確認をして説明を受けてきましたという答弁でした。それで、このときの答弁は前向きにさせていただきますということで、その後1年間あたりにいろんな話をして、その後、どうなりましたかとお話を聞きましたら、平成23年度には開始をするのかなと思いましたが、今度の平成24年には介護予防ボランティアを入れていきたいということで、町としてはどういう考えをしているんですかとお聞きをしましたら、平均として年間5,000円のほうでやっていきますという返事をいただきました。それがなぜ今回平成24年度にはならなかったのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。今までもこのポイント制度にボランティア制度について視察に行ってその整理をしましたり、またその情報の収集に努めてまいりました。もっと早く着手ということもございましたが、一つには既存のボランティアとの整合性を図るとか、あともう一つは、稲城市の例からすると、65歳以上の方がこの制度の対象者ということなわけですね。あと、活動する場所が施設に限るということもございます。

また、財源的に地域支援事業というのは国、県、町の負担が80%、第1号被保険者の保険料が20%の財源で行われるということで稲城市の場合は行っているわけなんです、日常生活保護支援事業、国のほうで地域包括ケアの一つの方策として打ち出してきた事業では、第2号被保険者の保険料も注入できるということで公的負担が軽減されると。また、稲城市の例では65歳、要するに1号被保険者の保険料を入れることで65歳以上が限定されるわけですね。実際運用する中でそれだけでいいものか、65歳、いわゆる第2号被保険者の方のボランティア参加も可能かどうかということの検討も必要になってきたということ等々あって、そ

の課題の整理、また財源が稲城市の財源よりも有利な財源構成の新しい国の事業のメニューが出されたということもあって、平成24年度見送って第5期の計画期間中とは言いながらも検討しながら、準備が整えば、環境が整えば前倒しで進めていきたいというふうに今考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（有賀光子君） この稲城市の給付抑制について、高齢者の2.2%に当たる約300人が参加し、平成20年の実績をもとに試算しましたところ、介護予防の効果がポイント換算の負担を上回り、高齢者1人当たりが月額約11円の費用の削減効果があったと報告を聞いております。また、愛知県の津島市ではこの介護費、ボランティアを投入してから前年度と今回の保険料が同じでほとんど変わっていないというお話も聞きました。そういう意味でもかなりの効果が参考になると思いますので、ぜひ先ほど町長のほうから早急に取り入れたいというお話がありましたので、平成25年にはやっていただけるように取り組んでいただけないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） 今議員おっしゃられたように、この制度によって一定の経費節減とございますか、抑制効果があるということは数値的に把握しておりますので、柴田町においてもこのポイント制度は導入に向けて検討は進めているところなんです、先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、制度検討会、いろいろ関係者の合意形成も必要なものですから、ボランティア団体、さらにポイントの管理機関、稲城市では社会福祉協議会がやっているようなんですが、保険者の方の代表者、そういう皆さんと意見をいただきながら、お話をいただきながら制度設計をしていきたいというふうに思います。いつまでというよりも、どんどん進めまして計画がまとまれば、環境が整えば前倒しでもというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 今、この介護ボランティアは、高齢者65歳以上だけでなく、子育てのほうでも活用している自治体も出てきております。鹿児島県の霧島市のほうでは、市が子育てに力を入れているということで、そこで目をつけたのが介護支援ボランティア制度をやるということで、高齢者が子育て、赤ちゃんとか高齢者と一緒にかかわって高齢者のほうもかなり楽しくボランティアをしたとか、そういうお話も聞いておりますので、何も65歳だけでなく18歳以上からとやっているところもありますので、そういう意味でも世代の支え合

いということからもぜひ必要だと思しますので、前は平成22年に質問したときは、平成23年からしますというお答えもいただきました。平成24年にはもう計画に入れてありますと。その間にいろんな検討もしたというのもお話を聞いてありますので、ぜひ早急にやってほしいと思いますけれども、もう一度検討、お答えを聞きます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。以前のそういう答弁のことも踏まえまして環境といたしますか、関係者の合意形成がなされれば前倒しでも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか、どうぞ。

○8番（有賀光子君） よろしく願いいたします。

次に、がんについて質問させていただきます。柴田町ではこの胃がんの受診率は今、何%になっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課。

○健康推進課長（大場勝郎君） 胃がんの受診率ですけれども、現在平成23年度で27.1%でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 国のほうでは50%に今年度からがんの推進と計画が新たにされましたけれども、その取り組みとしてはどのようにやっていくのでしょうか、今後。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課。

○健康推進課長（大場勝郎君） 受診勧奨と普及啓蒙に力を入れていきたいと思っています。国のほうで目標が50%、当面の間は胃がんについては40%なんですけれども、受診率向上ということでは現在、胃がん検診はエックス線のバリウムによる検診をしているんですけれども、そのような形でその受診率の向上のために受診勧奨と普及啓蒙に力を入れていきたいということ考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 柴田町でがんで亡くなっているという方は何名、今までにいらっしゃいますでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 健康推進課。

○健康推進課長（大場勝郎君） がん全体では平成23年中なんですけれども108名がおりまして、胃がんでは14名となっております。

- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 8番（有賀光子君） 胃がんでは14名が亡くなっているということで結構少ないんですけども、何かそこに理由があるんでしょうか、108名中。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課。
- 健康推進課長（大場勝郎君） 昔、胃がんは結構多く、その理由で亡くなられた方が多かったですけれども、現在はがんの理由としましては、一つは塩分の過剰摂取というんでしょうか、最近、塩分は少なくなってきた食生活になっていますし、また、そういうことからだんだん胃がんの人数は全国的もそうなんですけれども、それからがん検診で早期発見、早期治療ということでそういうことでも少なくなってきた、全国的にもそういう状況でございます。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 8番（有賀光子君） 住民の方から今回一般質問するとき、検査するとき、バリウムを飲むのがなかなか大変で検診がしにくいということで内視鏡のほうだとかなりお金がかかるということで、何とか内視鏡には助成してもらえないかという要望をいただきました。それで、今回がんのほうでピロリ菌のほうで検査するというので、こちらのほうに補助を得るということで今回一般質問をさせていただきましたが、このバリウムがあれば内視鏡も補助に入れないかということで、柴田町ではどういうふうに考えていますか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課。
- 健康推進課長（大場勝郎君） バリウムではなくて内視鏡の検査を補助ということですね。
（「はい」の声あり）胃がん検診はエックス線によるバリウムの検査なんですけれども、できない方がいらっしゃいます。例えばアレルギーがあったり、妊娠中であったり、呼吸器の疾患があったり、透析中であったり、それからもっと身近には、例えばそのバリウムを飲むときに飲み込みが悪くてむせやすい方とか、もしくは検査された方、わかると思うんですけども、検査台に乗っているような体位をつくるんですね、検査の関係で。そのときに握り棒を持てるくらいの力がないとかということになるので、そういう方はエックス線の検査はできませんよというお知らせといいますか、委託している対がん協会のほうからそういう通知を出しているんです。そういうことで受けられないということになりますと、現実的な状況として個人的にかかりつけの医療機関で内視鏡による検査ということになります。そのときには、もし検査なんですけれども、胃の調子が悪いとか、そういう訴えがあれば保険適用ということで受けられます。それから、もし町の検査の胃がん検査でも何か箇所が見つかったというこ

とで精密検査ということになれば、それについても保険適用で受けることになるんですね。いずれ内視鏡はもし見つければ、そういうことの異常の箇所が見つければ内視鏡の検査になっていくわけです。ですから、このような状況から補助というわけではなくて、保険適用の場合もありますので、現状の形で胃がん検診についてはエックス線による検査でいきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） 長野県の飯田市では2011年度からがん検診申込書を全世帯に郵送しており、受診者が従来の約2倍になる見込みになっているそうです。そして、その申込書の中に検診対象者となる20歳以上の女性、35歳以上の男性の名前と一人一人の該当の検診、胃がん、大腸がん、乳がん、マンモグラフィ、子宮がん、肺がんなどの対象などがわかりやすく表示されているそうです。そして、各家庭では申込書の選択肢に受診を受けるか受けないか、ほかでやると事細かに提出するところが書いてあるということで、全がんの受診者は2009年度は昨年度とともに1万1,000人だったのが、今年度は昨年11月までに2万人も超えて、最終的には2万3,000人から2万5,000人にもなる見込みと書いてありましたけれども、町でもこういう考えはないでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。健康推進課。

○健康推進課長（大場勝郎君） がん検診等については、1月に一括申込書を出してそちらに記入していただいて申し込みいただくんですけれども、がん検診全体ですけれども、先ほども言いました受診勧奨のためにということではいろんながんの情報を出しながら、そういうことで勧奨できるようにしていきたいというふうには考えております。

なお、普及啓蒙ということでは一般的には広報でやっているんですけれども、もっと身近にがんについて知っていただくために、例えば中核病院で現場の医師の先生にがんのことについてご講話をいただくとか、そういう新しいところも検討していきたいと思っております。

いずれにしても、今言った飯島町ですね、そちらのほうなんかも参考にしながらさまざまな検討を加えていきたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○8番（有賀光子君） ぜひ今までになく前に進んでいるいろんな皆様にお知らせがわかるようになってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（我妻弘国君） これにて、8番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時です。

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕です。大綱3問質問いたします。

まず1問目、**耕作放棄地の活用を考える。**

耕作放棄地は1985年ごろからありましたが、それから増加し始めました。それまでは土地条件の悪いことなどから耕作をあきらめて、という程度であったようです。しかし、農産物の自由化など国の農業政策の変化に伴い、そして、米価の急落など農業の経営環境のマイナス面が際立ち、このころから就農者が減少、さらには高齢化や担い手の減少などで遊休地や放棄地は年々増加してきました。1985年から90年までの5年で1.6倍、95年から2000年までで1.4倍の34万3,000ヘクタールになりました。

2005年の農業センサスによると、東京都の面積の1.8倍に匹敵する約38万6,000ヘクタール、つい最近の2010年の農業センサス公表では39万6,000ヘクタールとこの5年での伸びは縮小しましたが、土地持ち非農家や自給的農家の放棄地は増加しており、販売農家も減少しているのが実態です。

本県の状況は、2005年の8,765ヘクタールから2010年の9,720ヘクタールと10.9%増加しています。全国の伸びが2.6%しかないのに、本県は著しく増加しております。

農林水産省はこれまで耕作放棄地の解消に向けた対策を講じているようですが、相当な面積の耕作放棄地は存在していることから、これまで講じた対策の現状及び課題を踏まえた上で市町村が策定する耕作放棄地解消計画を実効あるものとする必要があるなどとして、2008年7月に耕作放棄地対策研究会を農林水産省の農村振興局に立ち上げました。耕作放棄地の状況にきめ細かく対応していくためには、まずはその現状を的確に把握することが必要だとして活動を開始し、耕作放棄地の解消を目指すこととしているようです。

そこでお聞きします。

1) 本町の耕作放棄地の面積は2005年当時、経営耕地面積1,120ヘクタール中、168ヘクター

ルで15%ということでしたが、2010年の農業センサス発表では本町はどういう状況かお聞きします。

2) 2008年に耕作放棄地対策研究会で耕作放棄地全体調査を実施したようですが、本町ではどのような結果だったのかお聞きします。

3) 本町の耕作放棄地対策としてヘアリーベッチやヒマワリを植栽したりと展開しているが、現状はどのようになっているのかお聞きします。

大綱 2 点目。広域地域公共交通の考えは。

本町には町独自の公共交通というものがありません。しかし、住民の足の確保のため、公共交通は必要だと考えます。

ではなぜ、公共交通が必要なのか、その社会的背景として高齢化社会の到来が挙げられます。高齢化の比率は今後も増加傾向にあります。高齢者の方がふえるということは、それだけ自分で運転できなくなる、即移動できない、移動するのが困難になる人がふえるということで、そういった人たちの移動手段が不足、あるいはなくなるということです。必然的に利便性の高い公共交通システムが必要になるということです。平成22年10月に実施した柴田町の今後の交通システムのあり方に関する町民アンケートからも、住民の公共交通に関する要望がわかります。

また、議会の一般質問でも何度も取り上げられています。今回試行するデマンド型乗合タクシーについては8月から実施となりますが、今後のことについてはその運行結果を見て改善していくとの考えでした。将来、町内の公共交通について考えていく上で、今回実施するデマンド型乗合タクシーシステムにだけとられるのではなく、もっと広い視点から柴田町の公共交通システムはどうあるべきかを見ていく必要があると思っています。住民要望の強いみやぎ県南中核病院への運行など、広域公共交通も検討しなければならないと考えます。今回実施するに当たり、10年、20年先に地域にバスがある社会というものをどのように考えているのか、現時点での考えをお聞きします。

3 点目、青少年の国際交流を。

今回提案したいのは、青少年に外国を訪れ視野を広めて大局的な判断ができる人物を育てることが大事であるということです。宮城県は過去に青年の船といった海外派遣事業を実施しておりましたが、現在は行っておりません。本町でも中国に姉妹都市があり公式団体として往来し、交流事業を実施していました。最近では中国の子供たちの描いた絵や書などを交換交流をしています。また、ホームステイしながらアメリカの中学校で授業を受けるという中

学生海外派遣事業も平成19年度までに2年に一度、実施していました。国家百年の大計は人材育成にあると言われます。本町の青少年を世界に羽ばたかせ世界の現実を体験させ、大きな夢を描かせてみませんか。町長の考えをお聞きします。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員から大綱3点ございました。

まず、耕作放棄地の関係でございます。農村集落の高齢化、人口減少や生活様式の変化により、里山は荒れ放題になり、イノシシがふえている一因にもなっています。また、農業の担い手の高齢化や減反政策により水田と畑の遊休地が増加しております。

それでは、1点目でありますが、2010年の結果は、経営耕作面積は946ヘクタール、耕作放棄地面積は103ヘクタール、率にしますと10.9%になり、若干ですが耕作放棄率は減っております。

2点目、当時はまだ畑の実態調査を実施していなかったことや、水田については山間部を中心にした土地改良が行われていない小さな水田や用水の便が悪い水田、転作しても稲作以外につくれない湿田が耕作されていない状況であり、米以外に作物をつくっても採算が合わないことと、転作に協力しなければならないことが不作付の大きな理由になっていること、畑については機械だけの作業ではなく、労力や手間がかかることから、兼業農家では家で食べる面積しか耕作しなくなったことが大きな要因になっていることから、耕作放棄ではなく遊休地というとらえ方をしたため、柴田町には耕作放棄地はないという回答を行っております。

3点目、平成22年度、23年度と農業員にモデル的に遊休水田2ヘクタールに雑草が生えにくく、花が咲き景観にもよいヘアリーベッチの作付を行っていただきました。その成果として、昨年6月に富沢集落営農を考える会が富沢11号線沿いに70アールのヒマワリを栽培し、8月には見事な黄色のヒマワリ畑となり、通りかかった人たちが写真を撮ったりして楽しんでおりました。今年度は富沢、上川名の両区で約5ヘクタールの遊休地にヒマワリを播種し、集落ぐるみで農村集落の景観形成を図ると聞いておりますが、花のまち柴田の新しい景観になるのではと期待しております。

本来、水田や畑の遊休地は作物を精算して農業所得の向上につなげる政策を進めなければなりません。冒頭で申し上げましたように、当町では基盤整備が進んでいない現状や担い手農家の不足により、水田への大豆、大麦等の作付や畑作振興が難しいのが実情であります。

で、農地・水・保全管理支払い交付金事業や、人・農地プランと連携しながら遊休地解消のために景観形成や市民農園の拡大等に取り組んでまいります。

2点目、公共交通の考え方でございますが、地域公共交通の必要性の一つとして超高齢化社会の到来に備えるため、高齢者に対して利用しやすい移動手段を提供し、高齢者の日常生活を守ることが求められており、公共交通を中心とした交通政策は基本的にまちづくり、高齢社会の福祉政策にも結びつくものと考えております。

このような状況を踏まえ、高齢者や運転免許を持っていない、いわゆる交通弱者を中心とした方々の日常生活の足の確保を目指して町民アンケートの調査結果などに基づき、地域公共交通活性化協議会において協議を重ねた結果、デマント型乗合タクシーを8月から運行することに決定したものです。

デマント型乗合タクシーは、公共交通機関の一つであり、他の交通機関と同様に万能ではなく、乗り合いで目的地に送迎することから、正確な送迎時間が特定できないなど、システムの宿命があり、すべての交通弱者の課題が解決できるものでなくその一つ的手段であると考えております。今後、運行後も町民のニーズなどに対応した見直しを行い、町民の公共交通であるという意識を醸成していただき、町民の足と言われるような多くの方に利用してもらえる持続性を持ったよりよい公共交通システムを目指してまいります。

また、利用者説明会等においても、町民の皆さんからご意見、ご要望をいただいているみやぎ県南中核病院への運行については、大河原町と乗り入れする場合の課題等について協議を行いながら、地域公共交通活性化協議会において検討してまいります。

なお、10年、20年後の将来を予想することは極めて難しいわけですが、人口減少や高齢化の進展に伴う利用者数の減少によって民間会社の路線バスの廃止や運行が減少してきたという事実がございます。そのことがますます利便性を低下させ、維持が困難になってきた経緯を見れば、将来、本町でバスがある社会の実現については相当難しいと考えております。名取市のなとりん号や岩沼市のiBUSにすれ違うことが多いのですが、ほとんど利用者を見かけません。税金で走る格安の市民バスの現状も相当厳しいものがあるのが現状でございます。

3点目、青少年の国際交流です。

第5次柴田町総合計画の基本目標の一つである「教育・文化・交流都市の創造」を実現していくためには、広い視野と豊かな国際感覚を持った国際化時代にふさわしい青少年を育成することは重要であると認識しております。

そのため、これまで交流団体等と連携し、中学生による国際チャレンジ学習事業、アメリカシアトル市ホームステイ等によってお互いの生活や文化に直接触れ理解を深めながら信頼と友情を誓う交流事業などに取り組んでまいりました。しかし、参加者が少人数でその効果が限定的であり、しかも自己負担が必要なので、経済的理由から行けない子供に不公平感があることから、派遣中学生の選択に苦労したなどの理由で現在、本町の青少年の国際交流事業は休止しているところです。国際化の一層の進展から、そしてこれからの青少年は今まで以上に広い視野と国を越えた多様な人との交流も必要と感じております。

そこで、当面は英会話能力の向上と国際化に対応した教育を目的に、小中学校に配置している英語指導助手（ALT）2人との交流や経験の中で、異文化への理解や異なる文化を持つ人との共生を身につけてもらいたいと思っております。改めて青少年の国際交流の推進のあり方については、関係者との話し合いを重ねてまいります。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 水戸さん、再質問ありますか、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 私がこの質問するのは、実は平成20年6月に一度、耕作放棄地対策はということで質問しています。その後、平成22年の12月に星議員が耕作放棄地はどのようになっていくのかということで質問しています。それから、平成23年第3回9月に高橋議員がやはりこれについて質問しています。あと、つい12月ですけれども、これも加藤議員が耕作放棄地再生事業補助金として150万円、これは何に使うのかということで質問しています。そのときの答弁では、JAが事業主体となって、減反政策等により増加している水田の草刈りとかなんとかということでトラクターのアタッチメントを取りつける方針ということで、使用料が5,000円ということでこの耕作放棄地対策が始まっていると。

ただ、今の答弁でいくと、耕作放棄地ではなくて遊休地というふうなとらえ方ということなんですが、この過去の質問と今回の遊休地というふうな見方ということで、この辺についてどういうふうなことでこれが遊休地対策ということになったのかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 耕作放棄地というのは、農林業センサスの調査の中で、過去1年以上、作物を栽培しないという規定で、農林業センサスの中で耕作放棄地という位置づけがされております。

遊休農地というのは農地法上の区分でありまして、現に作物がつくられていなくて、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地という位置づけをされておまして、柴田町の

農業委員会としましては、耕作放棄地というのは非常に言葉が耕作放棄するのでなくいろいろな事情がありまして、国の政策など変わりが転作関係、当然、協力者、約3割ほど田んぼを転作しているわけですが、そのうち130町歩ぐらい保全管理ということで、本来であれば転作という政策がなければ農家は米をつくる、当然、作付するわけですが、そういうものを耕作放棄地と言うのはいかなものかというのもありまして、柴田町では耕作放棄地ではなくて遊休農地というとらえ方で、できるだけ耕作放棄地という言葉を使わないように努めているということでございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 耕作放棄地というと、農林業センサスの中では1年以上しない、これからはつくる予定がない、というところを耕作放棄地というふうなことで、どっちにとらえるかということは、結局今は遊休地ということは、将来は多分つくるだろうという予測があるということになっているのか、要は解釈の仕方というよりは現実、どうなんでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 農林業センサスでは103ヘクタールぐらい耕作放棄地というふうになっているわけですが、水田につきましては、毎年、転作確認、今現在もしておりますが、水田約860町歩については、つくっていない水田は毎年調査しております、130ヘクタールほど保全管理あるわけですが、毎年4段階に分けて、きれいにいつでも田植えできる状態か、あるいは草を刈れば作物を作付できるか、あるいはちょっと荒れていて隣の田んぼに迷惑をかけているか、それから柳とか木が生えていまして、なかなか農地には戻せないという4段階で、水田につきましては毎年調査をしております、130ヘクタールのうち大部分は水田なり作物をつくれる状態に戻せると考えております。問題は畑作なんですけれども、畑については町の台帳で400ヘクタールほどになっているわけですが、実際に登記上が畑でも実際には特に山間部ですね、山になっていたり、当然、耕作しないために荒れ放題になっているという畑があります。

それで、平成22年に各農家に遊休未利用地農地に関する実態調査ということ畑作について行いました。それは今、システムに1筆1筆入力しております、もう一度、農家のほうに結果が出ましたら確認をとりたいと思っておりますけれども、平場についてはほとんど問題ないんですけれども、特に槻木の山間部については以前、自給自足の時代に山を開墾してどんだん畑にしたところについては、耕運機もトラクターも入らないと。それから、当然、担

い手もないということで大部分が農地に戻せない状態になっているのではないかとということで、これを今年度中にまとめまして再度、農家のほうに返しまして、このような状態でいかどうか調べたいと思っています。その後、山林で木が大きいやつとかなっている状態であれば、農地から除外しましても農地でないというような作業をやっていきたいと思っています。そこから、本来畑であれば今400ヘクタール、町の台帳上、あるわけですがけれども、それが200ヘクタールになるのかどうかをきちっと確認しまして、その後、現在耕作されている畑が再度、そのようにならないような取り組みをしていかなくちやいけないかなと思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 確かに今課長言われたとおり、いわゆる水田のほうの方が楽というか、はっきり言って楽なんですよね。例えば草取りと言っても除草剤をまけばそれで終わり、畑の場合は最低でも手で一つ一つ抜いていくかと。そうならば、やはり高齢化で年寄りがやるにはいいんじゃないかという話もあるかもしれないけれども、例えば季節の暑いときにそんなことをやって体を壊しますということになってきますので、そういう意味では畑のほうがかえって難しいかなというふうに。

今、農業委員会でもということになりましたけれども、農地法が変わって農業委員会も年1回、利用調査というのをやるようになったというふうにたしかになっていると思うんですが、本町の農業委員会でも当然やっていると思うんですがけれども、結果というのはどういうふうな、それを当然農政課ということではデータは把握しているだろうというふうに思うんですが、その辺でその実態をお聞かせください。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 農業委員会のほうで8月から10月まで実態調査を行うということになっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、まだ畑のほうの実態を把握し切れていないものですから、その辺は今、農政情報システムの中で航空写真と公図を重ねまして、そういうようなシステム入りましたので、それらを先ほど言いましたことを入力しまして、それらがそろいましたら実際山間部の畑地を歩きまして、それを農地から除外するかどうかという判断をやっていきたいというふうに思っております。

パトロールにつきましては遊休農地調査ということではなくて、毎月1回、転用等の確認があるわけですがけれども、その際に担任員としてそういう状況を目視しているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） はい、わかりました。そういう意味でいくと、さっき話もあったんですが、いわゆる耕作放棄地緊急対策利用事業のような、それについては本町ではやっていないということですね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

○農政課長（加藤嘉昭君） 国の遊休地を活用しまして基盤整備なり、あるいは新たな作物をつくるという事業があるわけですが、今のところ、町のほうでは取り組んでいない状況ですが、人・農地プランということで今年度、策定するわけですが、特に以前、大きな果樹団地でありました葉坂ですか、雷の果樹団地、あるいは以前、たばこなりコンニャク、相当栽培されていたわけですが、その辺が今、相当遊休地になっているという実態もありますので、葉坂なり入間田地区等と協議しながら、問題はそれを解消しても何を栽培するか、あるいはだれがやるかという問題がありますので、そこまで集落と話し合いながら、まだ山となっていない、すぐに畑にできるような未利用地についてはできるだけ人・農地プランの中で活用できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） これが、だから遊休地でも耕作放棄地でもいいんですけど、個人として対策、対応は難しい。町でやるのか。町が農地に関しては当然、把握して管理してという行政上の立場があるわけですが、まず遊休地ということでも、どっちでもいいんですけど、これについては町としてはどのようにしたいというふうに考えて対策ということ、つまりどうしても農地としてやりたいということで行くのか、その辺のことについてどうなんでしょう、再生利用することを目的としてそういう対策をやるのか、単に保全するためなのかということですね。それと、今、集積ということも今の時代、言われていますが、それを復元して集積してそういう大農家というか、それに寄与させるためにそういうことをやるのかということ、どういったような方向づけで今やっているのかということをお聞きます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 本音を言いますと、なかなか山間部の畑につきましてもう一度畑にして作物を栽培するというのは、非常に困難だというふうに思っております。水田につきましても、先ほど言いましたように、柴田町、周りが米をつくりますと、何も大豆や麦をつくれないう状況になるものですから、やれるとすれば、先ほど町長がお答えしましたように景観作物ですか、ヒマワリなり、そういう景観作物で田んぼがぼうぼうになっているよう

な状態をなくすというのが精いっぱいなのかなというふうに思っています。

それから、人・農地プランの中で土地を集積しまして、休んでいる遊休地、転作やらなくちゃいけないという農地を集約しまして団地化して排水をよくして、景観作物なり、あるいは作物が栽培可能であれば、麦なり大豆を栽培するというような方向で考えていきたいと思えます。

実際に農地法上は遊休地につきまして勧告できる制度になっているんですけども、仙南2市7町、国の制度に従ってそういう調査をやっているんですけども、どこの市町も「あんだいで荒れているから何とかしろ」という勧告をやっている市町はないという実態でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） そういうことで、いわゆる行政指導ということよりも農地法で指導、監督するみたいなことから、「いや、あんだのところでこれやって隣で困っているんだから、ここを何とかしてくれ」というふうなことはなかなか、じゃ仮にそれをやろうとしても、何をつくったらいいんだか教えてくれと逆に言われるような状況かなというふうに、そんな状態なのかなというふうに思いますよね。

そういった意味では今、全国的にかな、宮城県内でも協議会というのがありますよね、耕作放棄地協議会、これは近隣でいくと、大河原、川崎、丸森、角田、白石でなっているんですが、本町の場合は遊休地というとらえ方でいくということで、さらに今後、ふえていった場合、当然、交付金の対象にもなるのがこの協議会ということ、たしかそういうふうになっているんですが、そういった意味でいくと、将来的にというふうな話を今してもしょうがないんですけども、やはり協議会というのは、例えば結成、設置しようとかということはあったのかどうかお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 耕作放棄地が柴田町はないという回答をしておりますので、対策協議会については設置しておりません。ただし、先ほど言いましたように、今後、人・農地プランということで各地域のマスタープランを作成しなくちゃいけないものですから、その農地プランとそれから12集落で結成されました保全隊ですか、それらと連携しながら遊休地対策協議会のような何か結成して、これ以上、遊休地がふえないような対策をとるためにそういう連絡協議会のようなものは結成しなくちゃいけないというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） さっき言いました平成20年の6月に私が質問したときの当時の課長も、「いや、今、うちは」みたいな形でね、国の政策もいまいちおかしいんだと。確かにそれはそうですよねという話だったんですが、結局それから4年たっても放棄地なり遊休地が減っているとか、活用されているということはないということは、やはり私から言うのも変なんじゃなくて、私もやがて放棄地をつくってしまう立場になるかもしれないと、年をとれば。そういった意味からいくと早いところ、手を打っていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

確かに農地・水保全管理で今回8集落加わったんですか、新たに。私の地区でもやるようになってきましたというか、やろうということで今いろいろ、早い話が江払いから既に始まっているということで、そんなこんなでやっているうちはいいんですがということもやはり懸念するもので、要は一度なったら戻すのは大変時間と金と労力が要るといったことで、私が平成19年にこの放棄地対策の一環としてバイオ燃料米を栽培したらいいんじゃないかというのを私、質問の中でやっているんですね。ただ、キロ10円から15円くらいで安いという価格で、つくるにはとても合わない代物だと。それはいわゆるバイオ燃料米ということでは水田をそのまま使うということと、食糧にすぐにも変えられるという条件がそろっているということから、私はかつてそれを提案したんですが、今、飼料米、それなんかも結構、今言った農畜連携ということでやっているということなんですが、この辺に関して本町での飼料米の栽培というのはどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 飼料米につきましては、戸別所得補償で10アール当たり8万円ということで助成交付金受けられるわけですがけれども、畜産農家と連携して契約してやらなくちゃいけないものですから、柴田町、畜産農家8戸なんですけれども、そのうち大規模にやっている方は4名程度ということで、個人の方、お一人が20アールほどつくっているだけで、あとは栽培していないということです。8万円出るので非常に転作にはいいんですけれども、ほかの一般の米ですか、コンバインとか乾燥機を使うものですから混入しちゃうと影響するということで、なかなか取り組む農家がないことと、あと受ける畜産農家がないということでほとんど普及していないという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） ということは、今は20アールだけということで、ただ、これは要は希望すればできるということではありますよね。飼料米の栽培ということでは。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。
- 農政課長（加藤嘉昭君） 希望すればできるんですけど、相手方がいないと、畜産農家と契約しないと対象になりませんのでなかなか難しいというふうに思っております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） さっき耕作放棄地は水田だけといった感じで私も最初思っていたんです。前に質問したときも当時の課長が、その後だったですかね、槻木の村田に行く道路沿いに結構手つかずのままの、もう柳の木が生えていて、みんなで地区の人たちと一緒に木を切って何してかにしてというので、とりあえず草だけ生えるような状況に戻しましたというふうなことがあったんですけど、さっき、課長言ったリンゴ園ですね、これも全国的にも、いわゆるリンゴの自由化からすると、高齢化もあってなかなか手つかずでだんだん広がってきているというふうなことで、それが病害虫の発生などに問題点になっていると。これについては今から、さっきも言いましたけれども、どのようなことをまずは考えていかなければいけないかということですね。当然、所有者の意見も聞かなくちゃいけないということなんですが、その辺をちょっとお聞きします。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。
- 農政課長（加藤嘉昭君） 雷と葉坂、両方あるんですけども、一部はソバ、高原ソバということで一部ソバを栽培しております。ですから、個人ではやる人がいないので、いずれ大きな遊休地対策としましては、やっぱり集落で取り組むようなことをしていかないと農家個々の対応ではもう限界があるというふうに思っていますので、人・農地プランの中で集落で、集落営農ですね、集落営農と含めて取り組まないと抜本的な解消にはならないというふうに思っております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） 今回この質問するに当たりいろいろ調べたんですが、やはり小さいところから集落、地域を挙げているところから町内、果ては市内、郡までといった感じでやっているところ、結構あるんですが、意外とどうなんでしょう、この町内、自分のところの畑、田んぼは自分ところという意識が例えばですよ、あって、そういった町内全部でやりましょ、地域でやりましょという雰囲気になかなかかなりづらいのかなと。それには背景も当然あるわけですけども、経済的な裏づけやら何やら、出てきたために今回8集落が農地・水に参加するようになったということなんですが、こういったようなことをもうちょっと町内全体に働きかけるということをしていかななくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、こ

の辺についてどうでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 農地・水保全関係の12集落、今回取り組んでもらうわけですが、5年前に取り組んだ4集落については、やはり遊休地についてはみんな、人の土地でも集落にある遊休地の草を刈ったり、あとトラクターでうなったりというのが三、四年かかってそういう雰囲気が出てきましたので、今回新たに取り組む8集落についても二、三年共同作業を続けていけば、多分おらほうの地区のやつだからみんなで何とかするべやという雰囲気になることを期待しております。多分そのようにどこの地区もなるのではないかというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） まさにそのとおりで、言葉悪いですけども、弱いところはみんなで助け合おう。今回の震災じゃないですけども支え合うということが、やはり必要なのかなというふうに思います。

さっき畑に関しては農業委員会もやっているしということですけども、遊休地に関して、農業委員会は面積を把握するといったことのほかに何か対策ということの中では何かやっているのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 町長がお答えしましたように、平成22年度からヘアリーベッチというんですか、地力増進作物を農業委員みずから試験的に播種しまして、それをその後に先ほど言いましたように、今度は夏に、6月ごろ、今ですね、ヒマワリを播種してということで実践して有効だということになっておりますので、ある程度、作物をつくれないう遊休地等についてはそういう景観作物のほうに向かっていきたいと。それから、富沢の一部では遊休地を利用して市民農園ですか、ある程度、大規模な面積の市民農園ということで貸し出しもしておりますので、そういう制度も広げていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） やはり全国農業会議所ですか、あのホームページを見ましたら、柴田町農業委員会ということで農業委員会の見える化活動ですか、ということで各農業委員会ごとに何をやっているんな3条、5条とかということで、下のほうに確かにヘアリーベッチということで書いてありました。これはどうなんでしょう、槻木地区はそういった意味では農地が多いということももちろんなんですが、面積的には槻木地区が多いものですから耕作放棄

地というか、いわゆるセンサスでとらえられている面積も当然広いんですよね、槻木というのは。このヘアリーベッチということで、これはつる草で繁茂するといったことから雑草抑制と。それから水田では緑肥になるということで非常に有効な、ちょっと使い方を悪いというか、あれすると、牛が食べると中毒することもある草らしいですけども、そういった意味では田んぼに耕作放棄地対策で放牧するわけじゃないんで多分大丈夫なんだろうけれども、そこでどうなんだろう、船岡地区、いわゆる私も農村部にいるわけですけど、当然東船岡地区でもどこでも小さいところから、10アール未満のところから放棄地というか、その対策、遊休しているところがあるんですが、こういったところにそういう働きかけというか、こういうことをやっていますよということで訴えるというか、PRするということはしているんですか。なぜかという、そういうところ、見たことがないものですから、この地区ですよ、船岡地区の、その辺をお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 農業委員会でも昨年度ですか、平成23年度から手づくりの農業委員会だよりということで農家のほうに配布するようになりました。年間、平成24年度も3回ぐらい手づくりの農業委員会だよりを発行したいというふうに思っています。第1号ではヘアリーベッチとヒマワリ、このようになりましたということで農家のほうには周知しております。

それから、各資源保全隊にもそういう遊休地対策としましてヘアリーベッチとか有効ですということでお話をしておりますので、まだ船岡地区ではだれもやっておりませんが、今年度10月ごろ、種を配布する時期になりますので地元の農業委員なり、各資源保全隊の代表等にお話をしまして、取り組むのであれば種子を配布したいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） このヘアリーベッチというのは、別に遊休地対策だけでなく、例えば私も緑肥ということでは麦をまいて刈り取る前、いわゆる穂がなつたころから逆にそれをうなえ込んで肥料にしたということもあるんで、できればそれを私もやってみたいなと思うんですが、そういう意味ではどうなんだろう、そういうふうな方だけを対象ということではなく、どうですかということをやっていくということですよ。そのヘアリーベッチがもし遊んでいる畑があるということのところには使いませんかみたいな。ただみんなに全戸一律に配布するわけではないですよ、その辺についてお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。

- 農政課長（加藤嘉昭君） あくまでも遊休地対策ということで考えております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） その畑、さっき言ったような、世間で言うところの中山間地でそういうふうになったところは、逆に農地に戻すというよりも山林にそのまま戻すといったほうがかえっていいんじゃないかというふうなこともあるんですが、その辺はどうですか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。
- 農政課長（加藤嘉昭君） 先ほども申し上げましたように、今、畑のほう、作業をやっておりますので、それをもう一度、農家のほうにフィードバックしまして農家のほうに確認していただいた後に、そういう山林等になっているのであれば、農業委員会のほうで現地を見まして農地から除外するような手続に入りたいというふうに思っております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。
- 9番（水戸義裕君） いわゆる高度成長化時代にどんどん農地農地ということで山を切り開いてまで畑にしたり、田んぼにしたりということで、それが今はその裏目というか、遊休地になって、逆にそれがもとで、いわゆる人間世界が言っている有害鳥獣というふうなことが出てくると。それがもとで本町でも、私もこの前、見ましたけれどもイノシシが出てきて、いわゆるなってきたという事では、こういう対策というのは早くしないと、一方でそういう有害鳥獣の繁殖にも手をかすことにもなってしまうんじゃないかということで、やっぱり早く手を打たなくちゃいけないということだと思んですが、どうですか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。
- 農政課長（加藤嘉昭君） イノシシは相当、槻木のほう、以前は二、三年前は余りいなかったんですけども、ここ二、三年、槻木山間部ではジャガイモとか被害が出ていまして、相当数のイノシシが出ているという状況でございます。当然、里山なり畑があれば、つくっているそばまで来るということなので、対策はなかなか難しいんですけども、実際ジャガイモつくっていれば10メートルくらい、きちっと草刈りをしましてきれいにしておくとか被害がないという状況もありますので、その辺、農家のほうに周知したいと。それから、相当イノシシ、ふえておりますので、有害鳥獣対策協議会というのを今年度中に立ち上げまして、国からいろんな電気柵とか、そういう支援が受けられますので、ことしじゅうに対策協議会を設置して対策の計画等を策定しまして、来年度から国の補助を受けられるような体制にしたいというふうに考えております。
- 議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番(水戸義裕君) 全国的にやはり、とにかくこの5年では1万ヘクタールほどしかふえていないということではあるんですが、一方で懸念されているということで一時期というか、去年からことしにかけて外国の資本が山を購入したり別荘地を購入したりということがだんだん出てきていると。今にその心配されている、懸念されているということではそういった農地も買い取るための手段、対象になるんじゃないかということで心配されていると。というこのことは、絶対将来、食糧不足が来るだろうということから、隣の10億を越す国が、いわゆる低開発国と言われるところの農業ではとても生活できないようなところの土地を買いあさって、買いあさってという言葉は悪いんですけども、買い集めて、土地の人たちはうちの国の土地と水を皆持っていくのかという心配もしているという状況ですけども、それによって仕事が発生して収入が得るということで喜んでいるんだというふうなことがあるらしいです。結局金でほかの国の土地を買って自分たちでそこを耕作して、とれたものは自分の国に持っていく。そういうことが既にこれから行われているところもあるということから、日本の耕作放棄地と言われるところもその対象になるんじゃないかと言って心配している人もいます。

それから、土地だけでなくハウス、ハウス何棟も持っているけども高齢化、担い手もいなくてやらなくなっているこのハウス、だれか買ってくれませんかみたいなことということが全国的にはそういう現象も出ているということなんですね。そういうことなんで、やはりそういうふうにならないように手を打つことも、そんなことはまさかというふうなことが現実になるのは今の世の中だというふうに思っていますので、ゆめゆめそのようにならないように対策をよろしくお願ひしたいと思います。

スイスなんかでは、スイス憲法の104条で耕作放棄地はつくってはいけませんみたいに法律で決まっている国もあるそうなんですけど、日本はまだそこまでいっていませんけど、まずひとつよろしくお願ひします。

デマンド交通に移りたいと思います。

確かに町長の答弁にあったとおり、10年先、20年先を予測するのは難しいということではありますけど、それは間違いなくそのとおりです。

熊本市では10年後、20年後という世界ではないということで、いわゆる公共交通のグランドデザインについて皆さんの意見を募集しますということで、熊本市ではホームページに「熊本市公共交通グランドデザインについての意見を募集します」とやっているところもあります。本町ではまだ始まっていないと言いながらも8月からですから、その辺については何か

そういった考えがあるかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。地域再生対策監。

○地域再生対策監（宮城利郎君） お答えします。先ほど町長が申し上げましたとおり、バス路線の関係は利用者の数が減ってきてまして、一方コミュニティバスに移ったり、デマンドのほうにという経過がございます。それぞれ住民に即した地域交通のほうは検討が必要かと思うんですが、今回デマンドにつきましては、ご案内のとおり、地域公共交通活性化協議会の中でアンケート等によりましてデマンドということの方向性が示されたものですから、今後、いろいろまたこれから今後もそれぞれ意見等なんか、要望なんかも聞いてまいりたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 確かにトライ・アンド・メイクは必要なことですからね。それがまともに、まともにという言葉は悪いですけど、きちっとやっていないうちに10年後どうだ、20年後どうだというのは、というふうなことだと思うんですが、当然。ただ、10年なんていうのはあっという間にやってきますので、そういった意味では今できるからいいと、立てなくなったときには補助を出せばいいという考え方でいってしまうと、10年後、20年後には果たしてそれが通用するのかどうかということですよ。そういった意味では10年後のグランドデザインを描くということも一つにはやってみてはどうかというふうに思いますので、始めてみてその辺の実態、私も角田、丸森、東松島を見てまいりました。多分東松島に近いやり方が今回のうちのやり方ということでは、その後、聞きに行きたいなと思っているうちに震災がやってきたということでちょっと無理なんですけど、そういう意味では将来をよく見据えてやっていただきたいというふうに思います。

国際交流についてお聞きします。

確かにそういう意味では全部が町、公費を使ってできるということでは難しいだろうというふうに思いますが、そういう意味では個人的な負担があるということで大変難しいんだろうなと思います。

そんな中でジャンボリーというのがここ何年間かやっているんですけども、いわゆる国際交流を兼ねたジャンボリーということ。これに夏休み期間中の1週間を利用して東北3県ということでやるようなふうなことなんですけど、こういうものへの参加を呼びかけるといったことはやっているのか、それともやらないでしょうかということでお聞きします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今、ジャンボリーの情報、いただいたんですが、私自身もその事業自体、ちょっと把握しておりませんでした。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） 時間もないんで調べてくださいということにしておきますから調べてみてください。

それから、CLAIRというのがありますよね、財団法人自治体国際化協会。ここではいわゆる職員とかも派遣も兼ねているということもやっているそうですが、本町ではこれの参加というのはどうなんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。まちづくり政策課。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今の現状の業務的なところ、そして、やはり緊急課題等を考慮すれば、やはり職員自体の視野を拡大するという意味のほうからはよろしいとは思いますが、現実的には職員の国際交流までは現状では困難であると認識しております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○9番（水戸義裕君） こんなに目まぐるしく世の中変わっていく中で、世界の進歩というか、改革はどんどん進んでいきます。こういった中で将来ある子供たちが内々にこもっているということは、やはりやりたいということは当然あると思うんですが、やはりそういった機会をより多く少しでもつくってやるというのも行政としても必要かなと。かつて宮城県青年の船に乗船された方で岩出山の町長さんとか、それから各市会議員、県会議員等々、さまざま青年の船で行って外国を見てきてやってきたという人間が多くいますので、ぜひその辺、前向きに考えて進めてほしいというふうに思いまして、質問を終わります。

○議長（我妻弘国君） これにて、9番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩します。

再開は14時10分です。

午後1時55分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（我妻弘国君） 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問者広沢真君から資料の提出がありましたのでお手元に配付しております。ご確認ください。

それでは、7番広沢真君、直ちに質問席において質問してください。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢真です。大綱2問、お伺いします。

1問目、**館山西側斜面山岸地区の土砂災害について。**

昨年の台風15号の被害は、これまで私自身も議会で取り上げてきました。同僚議員の中でも取り上げてきた人はたくさんいらっしゃいますが、山岸地区の土砂災害については余りクローズアップされてこなかったように思います。当然、すぐ近くには鷺沼排水と広範囲の冠水被害があるためそちらに目が行きがちですが、山岸地区の斜面の土砂災害は決して看過することのできない状態が継続しています。継続しているというのは言い間違いではなく、今も雨が降るたびに土砂等の流出が続いているということでもあります。そこで、対策について町の考えを伺います。

- 1) 西側斜面の危険性についてどのように認識しているか。
- 2) これまで行ってきた対策は。
- 3) 今後の考え方は。

大綱2問目、**沿岸部で被災し、柴田町に転入してきている子供たちのケアについて。**

大震災から1年以上が過ぎ、町内では平常どおりの生活が取り戻されつつある。しかし、沿岸部の地域で被災し、町内に来ている人たちはどのような生活を送っているか。仮設住宅と違ってかつてのコミュニティからも離れての苦労も多かろうと思います。その中でも子供たちの生活や心のケアがどうなっているのか非常に懸念されるところであります。数は決して多くないかもしれませんが、町の中のその子供たちの現状と対策を伺います。

- 1) 沿岸部から転入してきている小中学生はどれぐらいいるのか。
- 2) 就学援助などの制度は利用されているか。
- 3) ですが、ここでちょっと言葉足りなかったんでつけ足していただきたいんですが、PTSD、心的外傷後ストレス障害というふうに訂正してください。正確にします。などの症状がある子は出ていないか。以上です。よろしくお願いします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） それでは、私のほうからは、館山西側斜面山岸地区の土砂災害について3点ございました。

まず、認識の問題でございます。当地区は県指定の山地災害危険区域（農林）と一部が急傾

斜地崩壊危険箇所（土木）に指定されており、土砂災害の危険があることは各機関において認識されております。

山岸地区のような災害危険箇所への対応については、保安林に指定されているとすれば、四日市場鬼石沢のように国の補助を受け、県が事業主体となって行う予防治山事業が適用できます。しかし、山岸地区については、保安林に指定されていないために、事業採択にはなりません。また、土木サイドの急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地崩壊危険箇所に指定される人家が5戸以上あることなどが採択要件になっておりますので、残念ながらこれも該当しません。しかし、当地区の2軒は昭和61年8月の大雨により土砂の流入があったとして、県の小規模山地災害対策促進事業により土砂流出防止の擁壁設置工事を行った経緯がございます。

2点目のこれまで行ってきた対策、3点目の今後の考え方については関連しますので一括でお答えします。

昨年9月の台風15号により、議員がおっしゃる山岸地区の4軒が裏山から宅地に土砂の流入があったとの連絡があり、農政課の担当職員が出向いて現場を確認し、話し合いを伺っております。4軒のうち1軒については、今回も県に相談した小規模山地災害対策促進事業で対策を講じようと協議しましたが、平成23年度は予算残が少なく実施できない状況でした。しかし、4月に県から予算措置ができたという連絡があり、4軒の方々に連絡をとり3軒の方々が事業に取り組みたいとお話を受け、今定例会に工事設計委託費と工事費を補正予算として上程させていただいております。小規模山地災害対策促進事業は、工事費の3分の1を県が負担し、工事費の20%を受益者が負担し、残り約47%を町が負担して行う事業でございます。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 2件目、教育長、大変申しわけありませんでした。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱2問目にお答えいたします。

1点目、沿岸部から転入してきた小中学生のことですが、震災以降、沿岸部から転入してきた小学生は43人、中学生は16人で合計59人となります。

また、沿岸部の地域別では、福島県南相馬市より23人、亘理町から10人、山元町から7人、七ヶ浜町から6人、名取市から4人、岩沼市から2人、福島県新地町から2人、福島県双葉町、同じく浪江町、相馬市、宮城県の南三陸町、東松島市からそれぞれ1人と、合計59名というふうな内訳になっております。

2点目の就学援助などの制度は利用されているかということですが、まず、就学援助制度は申請主義でありますから、町は沿岸部で被災して転入してきた児童生徒の保護者の皆様に、就学援助制度についての周知を行ってまいりました。沿岸部より転入してきた児童生徒の平成23年度の利用状況は35人から申請があり、準要保護として認定し、就学援助費を支給いたしました。

また、教科書や学用品の援助制度では、罹災により教科書を遺失毀損した児童生徒に対しては、災害救助法の適用による教科書の無償給与が行われ、学用品等については日本ユニセフ協会より被災児童生徒に体育着や水着、ノート等が支給されました。また、就学援助制度以外の支援援助メニュー、例えばユネスコ協会東日本大震災振興育英基金奨学金プログラムなど適用該当する援助制度の積極的な情報提供を行いました。

3点目、PTSDなどの症状がある子が出ていないかということですが、現在、PTSDなどの症状などがある児童生徒についての学校からの報告はございません。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 広沢真君、再質問ありますか。許します。

○7番（広沢 真君） それでは、資料提出しましたので資料の説明から始めたいと思うんですが、1枚物です。A4のサイズで。

一番上の、若干見づらいんですが、白黒になっていますが、よく見ていただくと、右上のほうに船岡平和観音像と細かく書いてあるの、見づらくて申しわけないんですが、そして山の上にちょうどホームベースのような形になって白くなっているところ、これが館山の山頂の観音様があるところというふうに認識してください。

それから、下のほうに現場写真ということをつけてあります。この現場というのは、ちょうど用水と鷺沼排水とがずっと流れてきていて新しいアパートが実は建っていて、アベニューというアパートが3棟建っている隣の家の右手の山林の中の被害写真です。そして、この民家というのは、今挙げたお宅の敷地内の被害ということでもあります。その辺を大体イメージしていただきながら質問に入っていきたいというふうに思います。

それで、先ほど町長の答弁の最初のところで認識の違いというお言葉があったんですが、私が今回現地の山岸の方に被害があるので見に来てほしいというふうに言われて行きましたときに、まず最初に、議員さんや町の認識というのはどうなっているんだろうか、ということで問いかけられまして、その認識の問題が最初から問題提起されたんですが、要するに西側斜面、おっしゃるとおり、さまざまな山地災害の被害が想定される地域に認定されていて、

ただ保安林になっていないというのが現状で私も認識しています。

ただ、問題は、ただ単にこの土地そのものが民有地から民有地に対する土砂崩れの被害だというふうに対応されているということが現地としても認識になっていまして、そこが当然、補助事業で援助してもらえるのはうれしいんだけど、何となく納得いかないという部分があるということでは言われているんです。

要は、一番上の写真を見ていただければ、ちょっと白黒で遠近感が狂っているんですが、要はかなり皆さんもご存じのとおり、平和観音の裏側の館山の西側斜面というのはかなり急峻な斜面になっています。ちょうど手の平を開いたときに指のまたができるように谷間ができて、そこが沢筋になるというような地形になっています。

現場写真1というのは、そのちょうど指のまたに当たるところの沢筋に沿って水と土砂と、ごらんのとおりの抱えもある石がごろごろと転がってきたという現場であります。

現場写真2というところは、これは竹林の中なんですけど、たまたま先ほど紹介した民家のすぐわきが竹林になっていまして、いわゆる土石流の石の部分がこの竹林でたまたまとまってくれたということで家に石が飛び込むという被害がなかったんで、これは不幸中の幸いだったということだったらしいんですけど、そういうことがあります。

要はここで改めて認識の問題で町に問いただしてほしいというふうに言われたのは、船岡城址公園といった場合の城址公園というのはどの範囲までが城址公園なのかと。現地の人の認識は、要するに西側斜面も含めて館山全体が公園なんじゃないかという認識に立たれているんですが、その点についてのちょっと見解を伺いたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。（「まず町長の」の声あり）

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 認識と言われましても、法的にちょっと担当課に聞かないとわかりませんので。

○議長（我妻弘国君） ちょっとお待ちください。

暫時休憩。図面を確認して。

午後2時23分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

答弁をもらいます。都市建設課課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 大変失礼いたしました。図面を確認しました。それで、都市施設として、公園ということで山岸といいますか、西側の山については公園の中に入っていないということでもあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうだろうと思っけていますけど、結果的に、要は山岸の方々から言われてきたのは、公園とそれに準じる施設の中から土砂が流れてきているのではないのかということが一つ疑念とまでは言わないまでも疑問ということで挙げられていまして、それがただ単に民有地から民有地への、要するに公共の負担が大きくならないところを穴埋めするためのようにつくられた小規模山地災害対策促進事業補助金、これに当てはまるだけでいいのかということが納得いかないというところがあったみたいなんです。要は当然、公園の用地という点もありますが、例えば観音様のわき、伐採した土地ありますよね。ここ公園の用地には入っているんですかね、入っていないんですかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） その用地については公園の用地には入っておりません。西側ですから。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） まず、公園の用地に入っているかどうか、西側斜面が、入っているか入っていないかという問題と、それから公園の用地に入っていなくても公費で伐採を行っているということは、この土地の公共性は認めて公費を負担しているんでないかということがまず前提としてありまして、公園に準じる公共性を認めているのではないかということなんです、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） まさしくかなり西側の山は、手入れがしなかったということもありまして、景観も考えてということもあるんですけども、当然、伐採を当時の商工観光課長がお願いをして町のたしか公費でといいますか、伐採をしたということだと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 当然、公共性の高さという点でいえば、例えば今、町の中で隣の空き地から伸びている木がうちの敷地に入っているんだけど町で切ってくれないかと言われると、いや、私有地だからちょっと待ってくれという話になると思うんですが、この場合には町

が積極的に動いて切らせてくれということで切っているという点では、公共性が高いと言えると思うんです。その点で、町が切ったところからの土砂が流入しているのではないかとというのが現地の人たちの疑念であります。

それで、根拠として言われているのが、要するにホームベース型の五角形の頂点からずっと伸ばしていただいたところに今回の被害の現場があるんですが、そこに現場写真③というのを見ていただくと丸太があります。この切れ端の切片を見ますと、のこぎりで切った跡なんです。一番目立つところ、真ん中にあるのと同時にもうちょっと奥のほうに小さい木があるんですが、これものこぎりで切った跡があります。これが伐採現場から流れてきたんではないかというのが一つ、現地の人たちの疑問であります。この伐採現場からこれだけの木が流れてくるのであれば、土砂と水も相当量流れ込んできているのではないかと。ここについてどういうふうに認識しておられるか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） この木を見ますと、まさしく自然に倒れたとか、古くなっているという木ではありません。当然、ここ数年の間に伐採した木かなと、このように思っております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それで、要するに町がやった事業が結果的には被害を増幅させているのではないかとというのが前提としてありまして、それなのに受益者負担を求められるのかと。先ほどの町長のご答弁にありましたとおり、小規模山地災害対策促進事業補助事業というのは、県が3分の1を補助して、そして県の補助事業の要綱だと受益者負担、当事者については2割というのは書いていないので、恐らく町の内規か何かなのかというふうに思うんですが、現地の人が2割負担してあとは町が負担するという点では、8割公費が負担されるという点では非常に町も県も含めて親切に対応してくれる部分ではあるんですが、ただ、2割の部分の自己負担について、どうなのかということが現地の人が問題意識を持っているところなんです。その点について町の、例えば被害を増幅しているという点について否定するのか、それとも肯定するのかという点で大きく考え方が変わってくると思うんですが、その点についてどういうふうに思いますか。

○議長（我妻弘国君） どなたに判断いただきますか。

○7番（広沢 真君） 現地見ている方なんですけど、農政か建設かどっちかだと思うんですけども。

○議長（我妻弘国君） 農政課、小規模のあれで割合についてのほうですか。（「はい、すみません」の声あり）農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 町長が答弁で申し上げましたように、8.5の豪雨の際には2軒の方がこの事業を補助金を活用しまして工事を行ったという結果がまずございます。それから非常に2割負担というのは町の内規というか、相当前から県の補助金要綱については地元の負担は幾らというのは明記ございませんけれども、柴田町としては、受益者負担として20%いただくということで取り組んできております。最近では、平成18年に入間田の屋敷沢で行っているんですけども、そういう経過がありましてずっと2割負担をいただいていると。あとは、議員おっしゃるように、今回の土砂災害につきまして公共的な要因もあるのではないかというお話ですが、内部的にもう一度関係課と協議して、やはり2割いただくか、あるいはきょう、いろいろお話を聞いて若干考慮するかというのは、ここでちょっと結論出せませんので、後で関係課集まりまして協議させていただければというふうに思います。ただし、県のほうには予算ができたということなので、今定例会のほうではある程度の委託費、この設計委託費と工事費については概算で計上しておりまして、その受益者負担については、何回も申し上げますけれども、この後、関係課、町長も交えて協議させていただければと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 受益者負担割合について、県の要綱を読むと、例えば既に認可を受けた場合でも補助事業の内容の変更、または補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、別記様式により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更以外の変更にあつては、この限りではないというふうになっていて、施行箇所の変更と施行箇所ごとの事業費の予算の増減がなければ、配分は自由にできるというふうに読み取れるので、その部分についてはぜひ検討していただきたいというふうに思うんです。その点では、ぜひ現地の理解を得る上でも、橋渡しをしてもいいので、町長にもぜひ現地の人を声を聞いていただきたいと思うんです。

決して、例えば観光地の開発そのものについていろいろ意見の違いはありますけれども、何でやったんだと責任を問うということではなく、里山の環境問題を考える、要するに現地の人で結構、私有地でありますけれども山の中に入って山の状態なんかをよく見ている人なんかのお話を聞いたんですけど、結局これまで里山として人の手が入ってきたところで、しかし、この西側斜面というのは、比較的自然のままの山林が残されていて、その自然の生態系

のバランスの中で斜面が維持されているというようなところだと思っんですね。その中で一部森林をなくす、削るということによって生態系のバランスが崩れて、いずれ表土の流出というのは必ず起こるわけで、その部分について何でやったというよりは、その後のケアをやってほしいというのが私が聞いてきた人の真意であります。結果的に1回伐採したものをもとに戻すといったって、植樹したって何十年かかかるわけで、それを問うというよりは、例えば、まだ結論は出ていないですけども、公共の事業によって被害が増幅されている疑いがあるという点で、まず受益者負担の部分とそれから今後のケアということを訴えているわけですけども、今後の方針として、例えば船岡公園山頂部分の伐採した跡地の崩落防止とかという対策についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課。

○都市建設課長（大久保政一君） 表土がある程度落ちて、そしてある程度、伐採したところが下まで行っているということと、それから伐採しなくても途中から根元ごと行っているという木があって、いろいろあるんだろうと思います。ただ、台風15号ということで時間雨量、たしか61ミリで今までないくらい行っていると。たまたま竹林といいますか、竹林のところでとまって土砂がある程度、泥水ですか、そういうのがやっぱり下まで行ったのかなという思いもちょっとしているんですけども。さて上のほうはといいますと、切った伐採の根元、台木からは枝が出ているんですけど、そこに伐採した木を横に組んでそこで対応しているということで、滑落した部分については、例えば、どういうふうにするかというのはまだ具体的に検討しておりません。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 特にこの白黒写真でよくわかりづらいんですけど、実は観音様のわきから伐採して1段、段になってそこから急な斜面で落ち込んでいる形になっています。見てみると、いずれ雨水による浸食が進めばその段になっている部分からの崩落が始まる可能性もあると。あと、今、都市建設課長がおっしゃっているとおり、根っここのほうというんですけども、要するに雨水が直接流れて、これまで葉っぱと幹を通して地面に落ちていた水が直接流れてくるようになって水流が大きくなるんですよ。そうすると、根っこが洗われて倒木がふえるんです。ですから、上から見ると、山林の中に隠れてわからないんですけども倒木もいっぱいあるんです。それがやっぱり斜面の崩落を招く原因にもなるんで、そこを何とかするというのがやっぱり必要だというふうに思うんです。だから、その部分の対策をぜひ考えていただきたいということなんですけど、これからということであれば、ぜひお願いした

いなというふうに思います。

同じ山地災害という点では、この西側斜面だけではなく観音様に上っていく道の遊歩道のわきにも崩落している場所ありますよね。要するに伐採した場所は表土が流れて軟弱になるので、絶えず何らかのちょっとしたショックで崩れていく可能性があると思います。その部分でぜひ現地の人の話も聞きながら対応を進めていただきたいということです。その部分について、例えば公園用地になっていない部分もありますけれども、ただやっぱり景観をよくするために公費で伐採するぐらい公共性が高い場所だと思うんです。そこがしっかりと対策をされるということが重要だというふうに思いますので、その部分を求めたいというふうに思います。そこについては、ぜひ先ほどお話ししたとおり、各課ごとに検討していただきたいなと思います。そのこの現地の問題、協議ができるということであれば次に進みたいんですけども、小規模山地災害対策促進事業補助金の問題です。

先ほども入間田の適用した2割、現地負担でやっていただいたというお話しありましたけれども、実際受益者負担というのがこの制度を利用できるかどうかのかなり高いハードルになっているのではないかなというふうに思うんです。例えばこの事業補助金の対象になりそうな地すべりの危険がある地域というのは、例えば槻木の農村部の、特に山間部の集落に多いというふうに私も認識しているんですが、ただ、例えば山間部の斜面に張りつくような形で住んでおられる方というのは、結構高齢世帯も多くて、例えば家庭にサラリーマンであるとか、あるいは役場の職員が家族の中にいるとかというのであれば、一定の費用負担にも耐えられるかもしれませんが、高齢者世帯で年金だけの収入で暮らしておられるなんていう方も中にはいるので、そういう人たちにとって費用負担が重くのしかかるというのも、例えば県の事業の要綱を見ますと、1軒当たりの事業費が90万円以上ということになっていますので、最低でも2割負担を求めれば18万円以上の現金が必要なんです。その支払いというのは今現在、どうなんでしょうか、一括でもらっているんでしょうか、それとも何らかの分割のような形でもらうような仕組みになっているんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） 小規模山地災害事業と、それから受益者負担、農地災害も2割負担ということなんですけれども、町のほうでは工事が終わりましたして工事費が確定した後に受益者の方に一括でご負担いただいているというのが現実でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そうすると、やっぱり最低でも小規模山地災害促進事業補助金の最低限

というのは18万円負担しなくちゃならないということですから、それはかなり厳しいというふうに思うんです。それについて例えば2割負担を一括でもらわなくてはならないという基準はあるんでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 農政課。

○農政課長（加藤嘉昭君） それは年度内に分割でというのも可能だと思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） それではぜひ、要はケース・バイ・ケースで制度適用が考えられる当事者の皆さんについてよく話を聞いていただいて、負担できる方法をぜひ考えていただきたいと。

その意味ではこの県の補助事業の交付対象の条件というのはそんなに細かく指定されていないですよ。例えば地元負担金等というふうになっていますけれども金額もなく、例えば柴田町でいえば町が3分の1以上の経費を負担する場合という適用条件ですから、先ほどの例をいえば3分の1以上で例えば地元の負担金をその場所の公共性も考慮して割合を減らすなんていうこともあるというふうに私は思って質問しているんですけれども、その部分も含めてできることとできないことがこの部分から読み取れるので、自由度を生かしていただきたいというふうに思います。その辺についてぜひお願いしたいなというふうに思います。

じゃ、予想以上に検討していただくというお答えが得られましたので、その部分については納得するということにします。

大綱2問目に移ります。大綱2問目については、少し中身としては、子供たちの話ですが、そんなに多くはない例ではあります。実はなぜこの話を取り上げたかといいますと、実は先日、私ごとになりますけれども町内で街頭で演説をしていました。その中で子供たちの未来を安心できる社会をという訴えをしていましたら、公園を遊んでいた子供たちが寄ってきまして、「おじさん、何やっているの」と。演説をやっているんだよ、子供たちにもいい社会を残せるようにという話をしている、何年生と話を聞いたら、学年を答えてきたんですが、突然、その子供の中の1人が、小学校3年生だったんですけれども、「あのね、おじさん、こいつね、閑上で津波に遭ってお母さん死んじゃって、お母さんとお父さん離婚してっからだれもいなくなっちゃってね、じいちゃんとかあちゃんのところに預かってもらっているんだよ」という話をいきなり始めて、指されている子供の表情が見る見るうちに曇ってしまって、私は何と声かけていいかわからなくなっちゃったんです。

そういう実態があって、実際に震災遺児と呼ばれる子供たちの実態がどうなっているのか。

特に例えば沿岸部の小学校で別に移転先で一緒に暮らしている子供たちが集団にいる場合には、例えば震災の教訓、経験を共有しながらお互いの傷を補い合う、そういうこともできるんでしょうが、例えば沿岸部から全く津波の被害がなかったところに来て、子供たちの集団の中にいてということになると、やっぱり高学年になれば一定部分、人の死について、災害によって家族を失うことについての認識というのは深まってくると思うんですが、小学校低学年、中学年ぐらいだとすれば、無邪気さゆえの残酷さというのも出てくると思うんです。そういう点でも心のケアというのは必要だと思うんですが、たまたまそれで関連資料を見たら、カウンセリングがなかなか人手が足りなくてできないというようなこともあったので、町として何かできることはないのかということなんです。そこで、特にカウンセリングについては、学校で対応するのか、そのほかで対応するのかということはあるんですが、とりあえず教育委員会で考えていることがあったら伺いたいと思うんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答えします。町の平成24年度、昨年度からも始めているんですけれどもカウンセリング、今回はS S Wスクールソーシャルワーカーの皆さんとか、あとは自立支援の相談員の皆さん等を各学校ごとに配置をしまして、あと全体的なスクールソーシャルワーカーの専門の方のご援助、ご指導をいただきながら子供たちに対して対応しているということです。

また、各学校に養護教諭の先生たちもいらっしゃいますので、例えばそういうお話の中ではいろんなそういうことでは支援をしているということでもあります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 例えば被災した子供たち以外の子供たちに対して働きかけをするという点では、大変な思いをしてきたんだからいたわってあげなさいと言っても、やっぱりその子供たちの発達段階もありますし、むしろそういう子供たちがそういう認識をつかむのは、例えば子供たちの集団の中、あるいはさまざまな社会的な場面において社会性を身につける中で自然に身につけてくるものと思いますので、むしろ直接被害を受けた方々、子供たちのケアというのは今重要だというふうに思うんです。ただ、養護教諭の方々だけで失礼ですが足りるのかということか、例えば当然、1問目の質問でも挙げたとおり、心的外傷ストレス障害というのは当然、これから考えられますし、例えば強烈な体験をしていますから記憶のフラッシュバックなんも起こってパニックになるなんていう場合もあると思うんです。そういう点でのいざというときの対応、もう少し詳しく聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 最初の答弁で言葉足らずだったかなと思いましたが、当然、専門知識を持っている養護教諭の先生が中心になってそういう支援をしていくわけなんです。これは全体的に校長先生が中心になりまして指導しまして、担任教諭も初め学校全体として子供たちに支援をしているというのが今の現状でございます。

今、フラッシュバックのお話があったんですが、答弁させていただいた内容では、ご質問が1年経過した現在でそういう状況があるんですかというご質問というふうに取りましたので、現在のところはないということで教育長が答弁差し上げたとおりになんですけれども、実は昨年の7月に福島県の新地町から転入してきた子供さんなんです。7月の学校でのプール学習のときに、やはり今、お話に出ましたフラッシュバックということで、その当時の内容を思い出したんでしょうか、泣き出したというような事例はございました。それは1件、報告がございます。その子供さんが今、どのようになっているかということなんですけれども、これは学校で今申し上げましたような全体的に支援を、観察と言葉あれですけども、指導、特に深く注意をいたしまして支援をしていて今は平常に生活をしているというのか、そういう状況には、フラッシュバックとか、そういうことの発生はないということにとらえているところです。

ですから、今後もこれからもまだ何かきっかけでそういうことがもし発生した場合は、今までのように、これまでもやってきたとおりにその子供たちに対する十分な注意をしながら育成に努めていくという考えでいるところです。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 十分資格を持っておられる方というのも、養護教諭の方でも、例えば心理面での心理療法士みたいな資格を持っておられる方はおられるんですか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） すみません。そこまではまだ確認はしておりませんが、今言った、出ました資格がどこかはちょっとすみません。これから調査したいと思います。

○議長（我妻弘国君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） 今、養護教諭のお話が出ましたけれども、基本的にカウンセリングにつきましては臨床心理士の資格を持った各3中学校にカウンセラーが、これは県派遣のカウンセラーですが3名おりますし、それから先ほど課長の答弁にもありました、これまた町単独で3名の自立支援相談員というのを学校のほうに配置していますが、これも1名は臨床心

理士の資格を持って、しかも高等学校なんかの、いわゆるスクールカウンセラーもやっております。ですから、実際に子供たちに接している相談員の皆さんは、養護教諭は別なんです、カウンセラーの人たちはもうほとんど経験もありますし、そしてまた、資格もほとんど持っている。

ただ、町の相談員の中で現在、それを目指しているという方もいるんですが、つまり資格を取得しようとしておられる方もいるんですが、その人も経験は非常にあるということで、大変きめ細かな相談活動はしてもらっております。例えば一例を挙げますと、これは中学校なんです、やっぱり震災、津波の被災地から転入してきた子の話なんです、直後はかなりストレスが強くて深刻な状況だったものですから、町の相談員3名を次々と働きかけまして、その中から子供自身に子供にとっても相談員は大人ですから相性もあるんですね。それで、3名に面会でないんですが働きかけをさせて、その中から1名、相談員を選ばせて、子供の側からですね、どの相談員さんがいいかということで学校で聞きまして、「こちらの相談員さんだったら私、いろいろ相談してみたいと思う」というのを選ばせてそれで相談をしているとか、そういうきめ細かな対応をしまして、もう現在はその子供は非常に落ちついていると。そういう意味では町単独でこれまで教育委員会のほうから3名の相談員を配置していたというのは、今回たまたま生きてきたかなというふうに受けとめております。以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そういう点できめ細かな対応をされているのであれば非常に安心なんです、時間がたっても突然あらわれてくる症状がありますので、その辺についてはぜひ心に置いて対応をお願いしたいと思います。

それから、就学援助ですが、思ったより半分ぐらいですよ。実際の家庭の経済状態、その他によっても違うのかなと思いますが、どうなのでしょう。傾向的に、周知は当然、いつも努力しておられると思うんですけど、この数について十分だというふうに考えておられますかね、就学援助です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） ご答弁申し上げましたように、被災地の沿岸部からの59名なんです、その中で申請をいただいたのが35名ということになってございます。これにつきましては一度だけではなくて、最初、転入されてきたときにはその説明用紙、チラシを作成しましてご案内しまして、上がってきまして、それから学校のほうを通してですが、そのほう

にご連絡はしているんですが、申請が上がってきていないというのが現状なんです。

あと、それと一つには南相馬市につきましては、南相馬市のほうが、本来、住所持っているところに、住所置いているところで柴田町に転入された方についてはするんですけれども、対応することが基本なんですけれども、今回はこの被災の関係につきましては、住所を移さなくてもその学校に、区域外に就学をしている子供さんも対象にしてもいいと、対象にすることができるということになりまして、それもご案内しているんですが、その中でも南相馬市のほうでは独自に既にそういう対応をしているということがあって、これは柴田町との調整の中でまず南相馬市さんのほうで対応しているというケースもございますので、そういうことで数に差があるものなんですけれども、丁寧な説明をしている中で、やっぱりご本人、該当者の保護者の皆さんのご判断もあるということに理解しているところであります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） ちなみに転入しないでもとの居住地に籍を置いたままこちらに来ている子供たちというのは、この59人のうち、どのくらいなのでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 35名のうちに該当者としましては18名ほどになっております。

（「就学援助受けている中の18名ということですか」の声あり）そういうことですね。（「全体の数からはどうなのでしょう」の声あり）全体から、失礼しました。全体というのも59名のうちの31名になってございますね、31名ですね。

○議長（我妻弘国君） 再質問。

○7番（広沢 真君） そうすると、ほかの町に籍を置いて就学援助を受けている子供たちが18名、その子供たちも含めて他市町に籍を置いている子供たちが31名ということですから、その31から18を除いた分というのは、結局ほかのところに籍を置いても、例えば南相馬市の例のように、援助を受けている場合もあれば、援助を受けていない場合もあるということなんです。それともつかんでいないだけなのか、その辺はどうでしょう。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。教育総務課。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今のご質問なんですけれども、沿岸部から転入された方が59名、住所を移していない方が31名ということなんですけれども、その中でも就学援助35名受けている中の18名ですから、その差の分は、すみません、受けているかどうかの把握が正確に言うともまだつかんでいないですね。ただ、こういう制度が住所を移さなくても、移しても制度がございましてということでご案内は、ご説明はしておりますので、そういう意味では

その保護者の方のほうのご判断ということに今、とらえているところであります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そういうことであればいいんですけども、もしかして、周知はしていると言ってもいろんな人がいますので、その部分についてきめ細かに対応をお願いしたいなというふうに思います。

大体聞いていくと、子供たちのケアについては、きめ細かに対応されているというふうに思っていますのでひとまず安心しますが、ただ、やっぱり実際に激烈な体験をして、しかも目の前で親御さんを亡くした子供たちもいますので、その部分について、当然、今学校の先生たちの負担が大きいのは百も承知なんですけど、その部分で先生たちによろしくお願ひしたいのと、それから先生たちの負担を少しでも軽減できるような行政の側からの配慮もお願ひしたいなということで、今回、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） これにて、7番広沢真君の一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。これをもって一般質問は終結いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時03分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年6月13日

議 長

署名議員 番

署名議員 番